

芝地区総合支所管理課

議案第104号 指定管理者の指定について
(港区立神明子ども中高生プラザ)

1 施設名称等

施設名称	所在地
港区立神明子ども中高生プラザ	東京都港区浜松町一丁目6番7号

2 事業者選定の経過

港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会で1事業者を選考した後、港区指定管理者選定委員会の審議を経て指定管理者候補者を決定しました。応募事業者は、3事業者でした。

(1) 港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会

	氏 名	役 職 等
委員長	請川 滋大	日本女子大学家政学部児童学科教授
副委員長	横尾 恵理子 (令和8年3月31日まで)	港区芝地区総合支所長
	野口 孝彦 (令和8年4月1日から)	
委員	秋山 展子	秋草学園短期大学地域保育学科教授
委員	宮地 孝宜	東京家政大学人文学部 教育福祉学科准教授
委員	矢ノ目 真展 (令和8年3月31日まで)	港区子ども家庭支援部 子ども若者支援課長
	菊池 太佑 (令和8年4月1日から)	

(2) 選考委員会の開催状況

回 数	開催年月日	審議内容
第1回	令和8年2月5日(木)	公募要項について 第一次審査・第二次審査(審査方法、選考基準)について

第2回	令和8年6月18日（木）	第一次審査通過事業者の決定について 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）について
第3回	令和8年7月2日（木）	第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施について 事業候補者によるプレゼンテーション及び質疑応答 ア A事業者 イ B事業者 第二次審査採点及び事業候補者の選考について

（3）港区指定管理者選定委員会

令和8年7月29日（水）に開催された令和8年度第5回港区指定管理者選定委員会にて、港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会で選考された事業者が、指定管理者候補者として選定されました。

3 選定された事業者

名 称	株式会社日本保育サービス
代表者	代表取締役 坂井 徹
所在地	東京都港区港南一丁目2番70号

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年）

5 選定の理由

- （1）幅広い世代が利用できる大型児童館の運営を行うに当たり、これまでの施設での経験を踏まえた提案内容が具体的であり、特に中高生に対する取組が充実していて、安心して施設運営を任せることができる点が高く評価できます。
- （2）学校や警察などの地域との連携や交流を積極的に深めることにより、子どもたちを施設単体ではなく地域全体で育てていく姿勢に期待ができ、高く評価できます。
- （3）施設周辺がオフィス街であることやそれに伴う核家族化の進行などの港区の地域特性を踏まえ、企業への職業体験や高齢者との世代間交流の実施など、地域の特色を活かした施設運営を行う提案内容が高く評価できます。
- （4）特別な支援が必要な子どもたちが安心して施設を利用できる環境づくり

や本部の現場に対する支援体制が整えられており、高く評価できます。

- (5) 区民避難所を想定した日々の避難訓練を始め、事件・事故に対する安全管理体制や区への報告体制が整えられており、高く評価できます。

6 今後の予定

令和9年4月1日 指定管理者による管理運営の開始

港区立神明子ども中高生プラザ 指定管理者候補者選考委員会 報 告 書

令和8年7月2日

港区立神明子ども中高生プラザ
指定管理者候補者選考委員会

目 次

はじめに	1
I 選考した指定管理者候補者について	2
II 選考経過について	3
III 選考対象者について	6
IV 選考結果について	6
V 最終選考結果について	9

はじめに

本報告書は、港区立神明子ども中高生プラザの指定管理者候補者を選考するに当たり、「港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会」における審査の経過及び結果について報告するものです。

港区が定めた「港区指定管理者制度運用指針」では、民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用することにより、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスの提供が可能となる施設については、積極的に指定管理者制度の導入を進めるとしています。

「港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会」は、このような視点を踏まえた上で、神明子ども中高生プラザの設置目的を最大限に活かし、効率的・効果的に区民サービスを提供することができる候補者の選考を行いました。

審査に当たっては、常に厳正さと公正さを確保するとともに、委員会として委員の総意の下に結論を導き出すよう努めました。

港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者候補者には、3事業者から応募があり、様々な提案を受けることができました。いずれの提案も現状の課題を的確に捉え、かつ、将来を見据えた大変優れた提案であったため、選考作業は困難を極めました。指定管理者を公募した目的が十分達成されたものと大変喜ばしく感じています。

応募いただいた事業者の皆様には深く感謝するとともに、選ばれた事業者には、港区立子ども中高生プラザ条例に定める目的の達成に向け、指定管理者として十二分に力を発揮されることを強く期待します。

令和8年7月2日

港区立神明子ども中高生プラザ
指定管理者候補者選考委員会
委員長 請川 滋大

I 選考した指定管理者候補者について

1 指定管理者候補者

名 称	株式会社日本保育サービス
代表者	代表取締役 坂井 徹
所在地	東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス5F

2 対象施設

施設の名称	所在地
港区立神明子ども中高生プラザ	東京都港区浜松町1丁目6番7号

3 指定期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年）

4 選考の理由

- (1) 幅広い年代が利用できる大型児童館の運営を行うに当たり、これまでの施設での経験を踏まえた提案内容が具体的であり、特に中高生に対する取組が充実していて、安心して施設運営を任せることができる点が高く評価できます。
- (2) 学校や警察などの地域との連携や交流を積極的に深めることにより、子どもたちを施設単体ではなく地域全体で育てていく姿勢に期待ができ、高く評価できます。
- (3) 施設周辺がオフィス街であることやそれに伴う核家族化の進行などの港区の地域特性を踏まえ、企業への職業体験や高齢者との世代間交流の実施など、地域の特色を活かした施設運営を行う提案内容が高く評価できます。
- (4) 特別な支援が必要な子どもたちが安心して施設を利用できる環境づくりや本部の現場に対する支援体制が整えられており、高く評価できます。
- (5) 区民避難所を想定した日々の避難訓練を始め、事件・事故に対する安全管理体制や区への報告体制が整えられており、高く評価できます。

Ⅱ 選考経過について

1 選考の方法

(1) 第一次審査

応募法人から提出された申請書類及び計画書類について、財務関係書類、基本的事項の適格審査、計画書類に対する評価をもとに総合的な審査を行い、第一次審査通過者として2事業者を選考しました。

(2) 第二次審査

第一次審査通過者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、(第一次審査と第二次審査とを合わせた)総合評価により指定管理者候補者を選考しました。

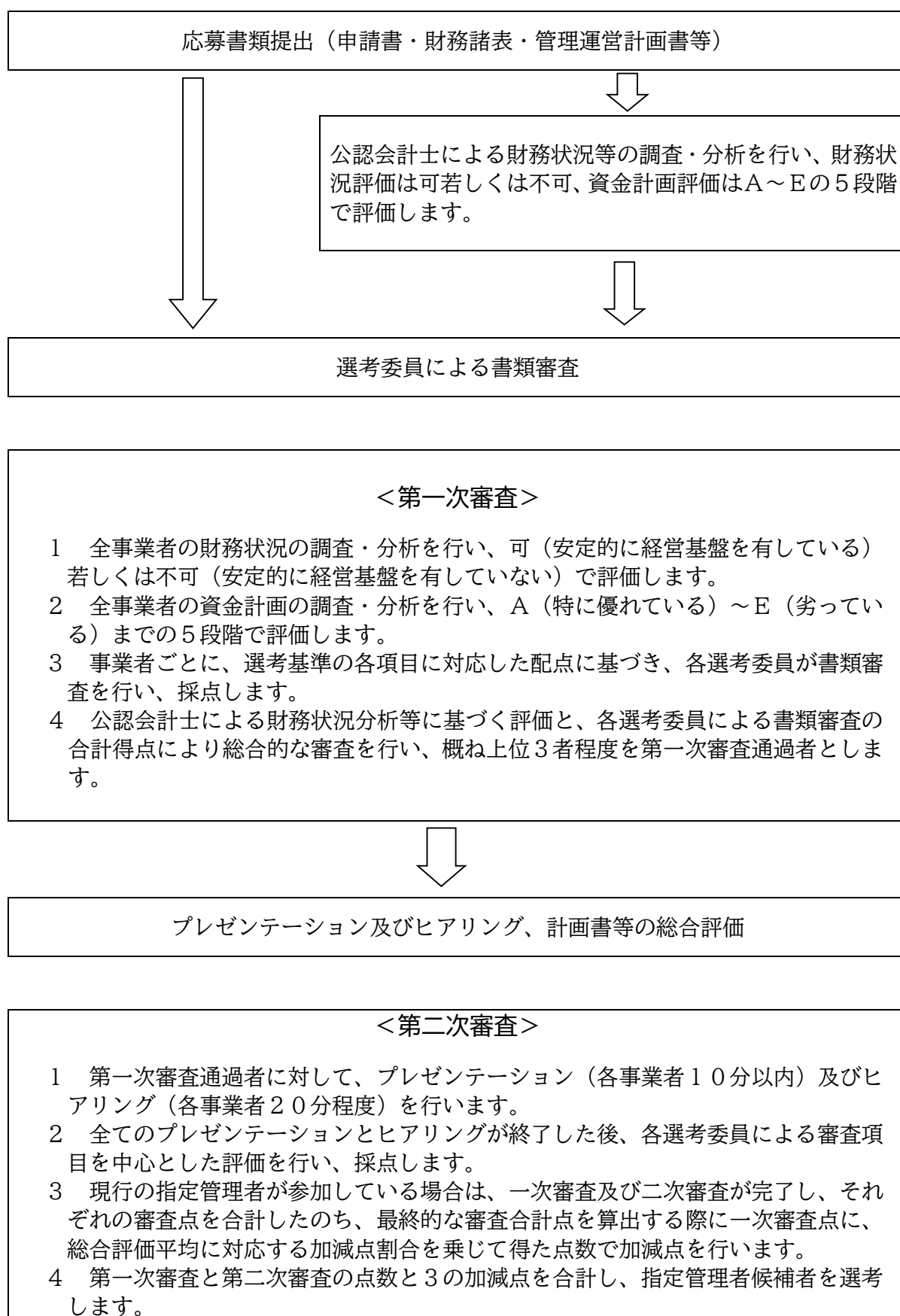
2 選考委員会の構成

委員長	請川 滋大	日本女子大学家政学部児童学科教授
副委員長	横尾 恵理子 (令和8年3月31日まで)	港区芝地区総合支所長
	野口 孝彦 (令和8年4月1日から)	
委員	秋山 展子	秋草学園短期大学地域保育学科教授
委員	宮地 孝宜	東京家政大学人文学部教育福祉学科准教授
委員	矢ノ目 真展 (令和8年3月31日まで)	港区子ども家庭支援部子ども若者支援課長
	菊池 太佑 (令和8年4月1日から)	

3 公認会計士

辰巳 尚	合同会社たつみ会計事務所
------	--------------

4 選考の進め方



5 選考委員会等の開催状況及び経過

(1) 第1回選考委員会

日 時 令和8年2月5日（木曜日） 午後2時から午後2時45分まで
場 所 オンライン会議
議 題 公募要項について
第一次審査・第二次審査（審査方法、選考基準）について

(2) 公募手続き

ア 公募要項説明会 令和8年2月26日（木曜日）
イ 現地見学会 2月26日（木曜日）
ウ 申請受付 2月16日（月曜日）から
5月22日（金曜日）まで
エ 質問書受付 2月16日（月曜日）から
2月27日（金曜日）まで
オ 質問への回答 3月13日（金曜日）

(3) 第2回選考委員会（第一次審査）

日 時 令和8年6月18日（木曜日） 午後7時から午後8時まで
場 所 オンライン会議
議 題 第一次審査通過事業者の決定について
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）について

(4) 第3回選考委員会（第二次審査）

日 時 令和8年7月2日（木曜日） 午後6時から午後8時まで
場 所 新橋区民協働スペース
議 題 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施について
事業候補者によるプレゼンテーション及び質疑応答
ア A事業者
イ B事業者
第二次審査採点及び事業候補者の選考について

Ⅲ 選考対象者について

No.	事業者の名称	所在地
1	A事業者	—
2	B事業者（株式会社日本保育サービス）	東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス5F
3	C事業者	—

Ⅳ 選考結果について

1 第一次審査

（1）財務状況分析等について

公認会計士による財務状況調査分析等報告書に基づき説明がありました。

ア 財務状況評価

各法人から提出された財務諸表（決算報告）を基に、財務規模、収益性、安全性について、数値及び比率分析等により、安定的に継続して指定管理業務を行うことができるか否かを、可若しくは不可の絶対評価を行いました。

イ 資金計画評価

各法人から提出された資金計画書を基に、資金・収支計画の正確性、安全性、収支見込の妥当性、運転資金調達の確実性、事業計画との整合性、経費見積りの妥当性などについて数値及び比率分析により、A～Eの5段階総合評価を行いました。

（2）選考基準表に基づく採点

選考委員ごとに評価した点数を合計し、全委員が採点した点数の合計による選考を実施しました。

順位	事業者の名称	財務状況 評価	資金計画 評価	合計点数 (1,125点満点)
1	A事業者	可	A	841点
2	B事業者（株式会社日本保育サービス）	可	A	834点
3	C事業者	可	A	643点

※ 財務状況評価基準

可（安定的に経営基盤を有している）、不可（安定的に経営基盤を有していない）

※ 資金計画評価基準

A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣っている、E：劣っている

(3) 選考経過

各委員が各候補者の提案内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
A事業者	・提案内容の記述が多く、考え方や取組が明確に示されており、具体的である。 ・子育て施設の実績が一定程度あり、組織体制が全国規模で、人材確保や本部の支援体制が整っていると感じた。一方で、常勤職員の人数が少なく、人件費が抑えられている印象がある。 ・不登校児や災害時要配慮者、学校等との連携や自主事業等について評価したが、具体的な提案は利用者の実状を反映していない懸念があった。 ・大型施設での指定管理者としての施設運営実績がない点に懸念がある。
B事業者（株式会社日本保育サービス）	・提案内容は概ね高い水準であり、バランスが取れていて、管理運営、事業運営、地域との連携について整理されている。 ・理念や考え方が明確に示されていない部分があり、提案内容に具体性が欠ける部分はあるものの、人材育成や高い専門性、地域との信頼関係、子どもの今の姿を捉えている視点は高く評価できる。 ・大型施設での運営実績が豊富であり、常勤職員や経験のある職員が多く配置されており、職員の採用や人材育成について職員体制が整っており安心感がある。 ・港区の地域特性を把握できており、地域との連携など、地域特性を活かした提案内容が展開されている。
C事業者	・全体的に提案内容の記述が少なく、抽象的で具体性に欠ける印象である。 ・類似施設での運営実績が著しく少ない。 ・職員の体制は多いが、非常勤職員が中心となっている点が懸念される。また、雇用と管理の実態が合っていないと感じ、雇用数に対して人件費が少ない。 ・子ども記者の活用など、独自性のある提案を展開している。

以上の点を総合的に勘案して、採点集計表の順位のとおり上位2事業者を第一次審査通過者としました。

2 第二次審査

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

第一次審査通過2事業者がそれぞれ10分のプレゼンテーションを行った後、管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容に基づき20分程度のヒアリングを行い、選考基準により審査しました。

(2) 採点結果

選考委員ごとに評価した点数を合計し、全委員の採点した点数の合計と第一次審査の合計点を合算した総合点数（現行指定管理者の場合は、さらにこれまでの管理運営実績を加減点評価として選考評価に反映）を基に順位付けしました。

順位	事業者の 名称	第一次審査 点数 (1,125点満 点)	第二次審査 点数 (500点満 点)	総合点数 (1,625点 満点)	現行指定 管理者 加減点	総合点数 (加減点 反映後)
1	B事業者 (株式会社 日本保育サ ービス)	834点	420点	1,254点	25点	1,279点
2	A事業者	841点	316点	1,157点		1,157点

(3) 選考経過

各委員が第一次審査通過2事業者の管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
B事業者（株式会社 日本保育サービス）	・全体的に提案書類よりも具体的な取組や方針が示され、熱意についても感じられた。 ・地域をよく理解しており、周辺施設や学校などの地域と連携した取組を具体的に提案していた。 ・乳幼児から中高生までそれぞれの年代の特徴を把握し、それぞれに合わせた適切な運営が期待できた。 ・特別な支援が必要な子どもたちが安心して施設を利用できる

	環境づくりや本部の支援体制が整えられていると感じた。 ・事件や事故に対する安全管理の意識が高く、区への報告体制が整えられていると感じた。
A事業者	・乳幼児から中高生まで幅広い年代の子どもを受け入れる施設としての経験や認識が不足している印象だった。 ・中高生世代を対象とする施設の経験が乏しく、具体的なイメージを持てていない様子が見受けられた。 ・職員体制について、最低限の職員数での提示であるため、施設の安定した運営に疑問が感じられた。 ・オンラインを活用した職業体験など、独自性のあるプログラムが展開されており、興味深さを感じた。

V 最終選考結果について

最終選考結果

選考基準に基づき最も高い総合評価を与えられるのは、「株式会社日本保育サービス」です。選考委員会の総意として、「株式会社日本保育サービス」を港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者候補者として選考します。

【会議録】

会 議 名	第1回港区立神明子ども中高生プラザ指定管理候補者選考委員会
開 催 日 時	令和8年2月5日（木曜日） 午後2時から午後2時45分まで
開 催 場 所	オンライン会議
委 員	（出席者）5名 請川委員長、横尾副委員長、秋山委員、宮地委員、矢ノ目委員 （欠席者）なし
事 務 局	芝地区総合支所管理課長 野口 施設運営担当係長 松井、管理係 上村
会 議 次 第	1 開会 2 委員委嘱 3 委員の紹介 4 委員長、副委員長の選出 5 議題審議 議題1 公募要項について 議題2 第一次審査・第二次審査（審査方法、選考基準）について 6 今後のスケジュールについて 7 閉会
配 付 資 料	資料1 港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会設置要綱 資料2 港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会委員名簿 資料3 港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者公募要項（案） 資料4 港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者公募要項様式集（案） 資料5 業務基準書（案） 資料6 第一次・第二次審査の進め方（審査フロー図）（案） 資料7 港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会第一次・第二次審査選考基準・採点表（案） 資料8 選考スケジュール（案） 参考資料 港区立神明子ども中高生プラザパンフレット 港区立神明子ども中高生プラザ図面
会議の結果及び主要な発言	
事務局	1 開会 2 委員委嘱について （委嘱状は郵送交付）

	3 委員の紹介 (全委員自己紹介) 4 委員長、副委員長の選出 (互選により請川委員を委員長に選出。副委員長は「芝地港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会設置要綱」に基づき、芝地区総合支所長とする。) 5 議題審議 議題1 公募要項(案)について 議題2 第一次及び第二次審査選考基準・採点表(案)について (配布資料の確認後、議題1、2について説明)
事務局	公募要項に記載はありませんが、この他に議論していただきたい点は何点かあります。 1つは第一次審査と第二次審査の通過者に、最低基準を設ける必要があり、区では通常、最低基準となる得点率を満点の60%で設定していますが、今回の公募にあたっては同様に60%として設定してよろしいかどうか伺います。 次に、公募に応じた事業者が一者しかいなかった場合でも、その一者が妥当かどうかといった観点で審査を行い、再度公募は行わないということで良いかどうか伺います。また、先ほど説明させていただいた現行の指定管理者の管理運用実績の評価結果を今回の評価点数へ加えるかどうかについても伺います。現行の事業者の評価が良ければ点が加わり、今までの評価が良くないと減りますが、この加減点を反映することについて、今回の港区立神明子ども中高生プラザの指定管理者の公募でも反映させるということでもよろしいかどうかについても伺います。
委員長	事務局からの説明が終わりましたので、公募要項、審査選考基準について、一括して審議を行います。ご質問、ご意見があればお願いします。
C委員	最低基準を60%に設定することと、これまでどおり1者のみの応募の場合でも継続して審査を進めていくとの方向性は良いです。ただし、現行評価の反映については、加点の場合、現行事業者のアドバンテージとなります。 様々な事業者がそれぞれのノウハウを活用して事業にあたるのが大事なことで、加点については慎重になったほうが良いです。また減点については事業者の問題点なので、厳しくする必要があります。場合によっては、現評価結果の公募選考への反映を削除することを検討しても良いのではないかと考えます。
事務局	この制度の経緯について改めて説明させていただきます。全国で指定管理者制度が導入されており、現状、事業者側が自治体を選ぶような状況が生ま

	れています。区としてはこの加減点制度は、事業者に応募していただき、受託後も安定して事業を継続できる魅力と信頼感を与えることで、応募者が出てこないというリスクを回避したい狙いがあります。区は、現行の事業者側が継続的に応募することによって区民サービスの質を落とさないようにするため、この制度を設けました。加点は最も高くても一次審査の5%相当分のことで、新規事業者の参入障壁にならない範囲で設定し、また現行事業者の応募意欲を削がないための制度として設計しました。その観点で今回は議論いただきたいと思います。
C委員	区の方針がそうであれば反対するものではありません。現行事業者が特に有利にならないよう、しっかりと審査します。
委員長	それでは、以上の3点は事務局提案のとおりでよろしいか伺います。 (委員一同 異議なし)
A委員	神明子ども中高生プラザの現状の利用状況はいかがでしょう。
事務局	午前中は乳幼児の親子、午後は学童クラブや児童館を利用する小学生、午後から夜間帯には中高生など多くの利用者がいます。
A委員	まだ施設のことを知らない区民等のためにSNSを利用した周知は行っていますか。
事務局	中高生や乳幼児のいる親御さんは、紙媒体でのおたよりなどはあまり見ないので、昨年からはInstagramを開始しました。ただし、現在は年代別にカテゴリー分けしていないなど、今後工夫の余地はあると認識しています。また、中高生向けの事業を年間通して実施しており、中高生向けのダンスやゲーム大会、館内宿泊、ハロウィンナイトパーティーなどを実施することで、中学校を卒業しても継続して利用してくれている状況があります。現状の利用者を大事にしつつ、新たな利用者も開拓できるよう努力しています。
D委員	2次審査はプレゼンテーション形式で実施するにあたり、事業者の資料は、事前に各委員が確認しているため、事業者には当日のプレゼンテーションはポイントを絞って説明していただき、ヒアリングを重視した方がいいと思います。現状は、プレゼンテーション15分、ヒアリング15分ですが、プレゼンテーション10分、ヒアリング20分にはいかがでしょう。
委員長	過去の例でもヒアリングの方が時間のかかることから、私は賛成です。他の委員の方はいかがでしょう。

事務局	(委員一同 異議なし) では、資料６は修正をします。 他にも、区内の他の地区でも大型児童センターの指定管理者の公募があり、各委員から様々なご意見をいただきました。その中で出てきた共通の軽微な文言の修正等については、この選考委員会で事務局一任という形に決めていただくことでより良い公募要項にしたいと考えていますが、いかがでしょうか。
委員長	(委員一同 異議なし) この後、公募要項は正副委員長が確認し、公募手続に入ることとします。
委員長	6 今後のスケジュールについて (事務局から資料８について説明) ただいま、今後のスケジュールについてご説明をいただきました。今後のスケジュールについて何かご意見、ご質問等はございますか。 (委員一同 問題なし) 7 閉会

※委員長における質疑や講評等に関する発言については、「委員」として表記しています。

会 議 名	第2回港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会
開 催 日 時	令和8年6月18日（木曜日） 午後7時から午後8時まで
開 催 場 所	オンライン会議
委 員	（出席者）5名 請川委員長、秋山委員、宮地委員、野口委員、菊池委員 （欠席者）なし （その他）辰巳公認会計士
事 務 局	芝地区総合支所管理課長 若杉 施設運営担当係長 松井、管理係 清家
会 議 次 第	1 開会 2 財務状況等分析結果について 3 議題審議 議題1 第一次審査通過事業者の決定について 議題2 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）について 4 今後のスケジュールについて 5 閉会
配 付 資 料	資料1 「港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者応募事業者」財務状況分析報告書 資料2 「港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者応募事業者」資金計画分析報告書 資料3－1 港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会 第一次審査選考基準・採点集計表 資料3－2 港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会 第一次審査選考基準・採点集計表（コメント一覧） 資料4 港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会 第二次審査選考基準・採点表 資料5 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施について（案） 資料6 第1回港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会 会議録 資料7 港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会委員名簿
会議の結果及び主要な発言	
事務局	1 開会 （開会の挨拶）
委員長	変更となった委員の紹介（野口委員及び菊池委員）

事務局	(事務局から本日の流れについて説明)
公認会計士	2 財務状況等分析結果について 公認会計士から財務状況及び資金計画分析結果について、次の内容を報告。 【財務状況（総合評価）】 A事業者「可」、B事業者「可」、C事業者「可」 【資金計画（総合評価）】 A事業者「A」、B事業者「A」、C事業者「A」
委員長	委員の皆様からご意見ご質問等いかがでしょうか。
D委員	1点お伺いしたいと思います。指定管理料におけるその他経費について、利益を含むものだと思いますが、分析した結果として、3者のその他経費の捉え方や置き方について適切かどうか、どのように判断されているかをお伺いできたらと思います。
公認会計士	結論として、その他経費については問題ない水準です。利益に関しても数パーセントであり、事業者である以上一定の利益がないといけないため、妥当だと考えます。利益以外の本部費についても妥当であると思っています。
委員長	その他ご意見ご質問等いかがでしょうか。 (委員一同なし)
	3 議題審議 議題1 第一次審査通過事業者の決定について
事務局	(事務局から第一次審査通過事業者の決定までの流れについて説明)
委員長	採点結果につきまして、各委員から講評をお願いいたします。
E委員	順位としては、A事業者→B事業者→C事業者の順で点数を付けました。 A事業者については、子育て支援施設の運営についてそれなりに実績があり、組織体制についても全国規模であると感じました。また、人材確保や本部の支援体制が整っていると感じました。一方で、常勤職員の人数が少なく、人件費が抑えられている印象がありました。 B事業者については、提案内容全体としてはバランスが取れている印象でした。管理運営、事業運営及び地域との連携については一定の水準の内容が整理されていると感じました。 C事業者については、職員の体制は多いですが、非常勤が中心となっているので、その点については確認が必要だと思いました。提案資料について、文字だけということもありますが、全体的にさっぱりとしている印象を受けました。

B 委員	点数については、後ほど皆さんの議論を踏まえて検討させていただきます。 評価としては、A 事業者→B 事業者→C 事業者の順で評価を高く付けました。しかし、提案内容のボリュームや充実の差により評価にかなり差が出てしまいました。 結論として、A 事業者と B 事業者については、基本方針までは提案の内容から読み取れるため、問題ない事業者であると評価しています。 C 事業者については、記載の不足や不備、誤字がたくさんあり、提案書として評価することが難しいと感じましたが、記載があった部分については最低限評価を付けました。 A 事業者については、文字量が多く提案内容を存分に盛り込んでいる印象でした。不登校児対応や災害時の要配慮者への支援について評価しています。地域や学校との連携について支援という視点で触れている点や、自主事業の新規性、職員の確保や研修体制の充実は評価できました。一方で、具体的な提案については今ひとつ利用者の実情を反映していない点を全体的に減点しています。 B 事業者については、大きな減点箇所はありませんが、提案内容に具体性が欠ける部分がありました。方針は示しているのにそのアプローチ方法までは具体的に記載できておらず、減点しています。多層的な人材育成や高い専門性、地域との信頼関係の構築、子どもの今の姿を捉えている視点は高く評価しました。 C 事業者については、項目によって表記に一貫性がない、記載の詳細にムラがあるところが全体的に気になりました。雇用については、雇用する人が多く、その管理について実情と合っていない気がします。また、雇用している人数に対して人件費が少ないところにも不安を感じます。方針自体が示されていないところや取組の方法が記載されていないところは大きく減点しています。また、各項目の意義を理解できていないと感じる部分も減点しています。一方で、中高生主体の活動やキャリア支援の実施、地域交流や子育て支援、児童館の魅力を周知するために子ども記者を使用する等独自性のある提案を展開している点は高く評価しました。
C 委員	A 事業者→B 事業者→C 事業者の順で得点が高くなりました。 A 事業者については、考え方が明確に示されており、取組の提案が具体的であるという印象です。3 者の中では一番優れた提案をされていると思います。 B 事業者については、概ね高い水準の提案と言えますが、所々で理念や考え方が明確に示されていない箇所がありました。一方で、職員体制については経験者が多く配置されている点や地域のことをよく知っている点が評価できました。 C 事業者については、全体的に抽象的な提案で具体性に欠ける印象であり、また地域の特性などの理解が足りてないのではないかと思います。採点について、1 や 2 を多く付けています。特に 1 が付いている（1）類似施設の管理

D委員	運営実績については、実績が学童クラブ1か所のみという点が他と比べると著しく低いと感じました。提案内容の記述が少なく、ボリュームが少ない点が他の事業者と比べ得点が低くなる要因だと思います。 採点をするにあたり、A事業者とB事業者が力を有していると感じ、C事業者には物足りなさを感じました。 A事業者については、大規模施設での指定管理者としての実績がないことに心細さを感じています。また、正規職員の常勤職員が8人という少なさが、朝から夜まで、また未就学児から高校生まで集まる施設として心許ないと感じ、減点しています。一方で、学童クラブと家庭の支援で相談体制をつくることや、利用者を増やすための情報発信、地域コーディネーターの設置など、具体的な提案がされている点については期待も持って採点しております。 B事業者については、大規模施設の実績がある点について、心強く思っています。また、正規職員の常勤職員を17人配置している点や、職員の採用や育成について体制がしっかり組まれている点について安心感を持ちました。学童クラブのイベントや学校との連携についてもしっかりと提案がなされており、自主事業についても工夫がなされた提案であることから、高い採点をしています。 A事業者とB事業者については、実力があると感じさせる提案でした。 一方、C事業者については、大規模施設としての実績及び実績がないことに関して心細く思っています。また、夏休み等の期間の来館者の見込みが少なく、現状と離れており、認識が不足していると思われる点が心配です。地域の特色を生かした取組について、子ども向けのプログラムになっているのか、また子どもの自主性、主体性を引き出すような提案になっているのかという点について、一抹の不安を感じ、低めの採点とせざるを得ませんでした。
A委員	A事業者とB事業者が高い評価で、C事業者が間をおいて評価が下がるという印象を持ちました。 A事業者については、提案資料が非常にわかりやすく作成されており、法人としてどのように進めていきたいかという理念が熱を持って伝わってくると感じました。 B事業者については、A事業者とはそんなに差はありませんが、港区の状況についてはよく把握していると思いました。例えば、様式19 利用者の人権への配慮に関して、港区の外国人の子どもや私立の学校に通う子どもについて記載があります。また様式18や20の施設利用者の安全確保や地震のマニュアルについて、具体的である点を高く評価しました。しかし、全体的にはA事業者の方が評価が高く、B事業者の方が少し評価が低いものの、僅差ではあります。 C事業者については、中高生プラザということで、中高生に対する施設運営の実験のなさについて評価が低く、2点を付けました。また、同じく2点で低く評価をした様式15の職員の安定的な確保や人材育成について、今後人件費が高くなっていくことや職員確保が難しくなるであろうことが想定されます

	が、その点について一般論としてしか書かれておらず、人を確保できるかという意味で心配になり、評価を低くしました。他の提案書類に関しても、神明子ども中高生プラザではなくて他の施設でもこの書類で提出できるのではないか、また一般論で書かれており、どこでも当てはまるような書き方で具体性に欠けており、実際に大規模施設を担当したときに運営できるだろうかと不安を感じ、評価を低くしました。
委員長	各委員の講評を受けて、採点を修正したい方はいらっしゃいますか。
E 委員	A事業者について、常勤職員の人数が抑えられているという職員体制の部分と資金収支計画を踏まえ、2 資金・収支計画書及び受託経費見積書（1）資金・収支計画書及び受託経費見積書を変更します。また、3 管理運営計画（2）施設運営に関する基本的な考え方及び管理体制（職員体制・勤務体系）を変更します。 C事業者について、体制について気になったので、2 資金・収支計画書及び受託経費見積書（1）資金・収支計画書及び受託経費見積書を変更します。非常勤の割合が高いため、3 管理運営計画（2）施設運営に関する基本的な考え方及び管理体制（職員体制・勤務体系）を変更します。
委員長	他に委員の皆様から点数の修正はございませんか。 （委員一同なし）
委員長	ないようでしたら、修正を反映し第一次審査採点表を確定したいと思います。事務局から改めて第一次審査結果の点数の発表をお願いします。
事務局	修正を加えた結果としまして、A事業者が合計 841 点で得点率が 75%、B事業者が合計 834 点で得点率 74%、C事業者が合計 643 点で得点率 57%です。 順位は1位がA事業者、2位がB事業者、3位がC事業者です。1位と2位の事業者は、第1回選考委員会でご審議いただいた第1次審査の選考の目安になる 60%を満たしております。 事務局からは以上です。
委員長	第一次審査通過事業者について、A事業者とB事業者の2者で決定いたしますが、よろしいでしょうか。 （委員一同了承） 3 議題審議 議題2 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）について

事務局	(事務局から第二次審査のプレゼンテーション及びヒアリングの実施方法について説明)
委員長	委員のみなさまからご質問やご意見がありましたら、お願いします。
E 委員	ヒアリング（質疑応答）について、各委員から各事業者に対し、ランダムに質問をするのか、委員 1 人当たりの時間配分を決めて質問をするのか、どのように進めていきますか。
委員長	各委員が順番に質問し、全員が質問する時間が取れるように考えています。今日各委員から講評をいただいた順番（E 委員→B 委員→C 委員→D 委員→A 委員）で、1 人当たりだいたい 3 分位で考えておりますが、いかがでしょうか。 (委員一同了承)
事務局	ヒアリング時の各委員の時間については時間計測はいたしません、先ほど委員長がおっしゃった時間配分を意識しながら質問を頂戴できればと思います。
委員長	他に委員のみなさまからご質問やご意見がありますでしょうか。 (委員一同なし)
	4 今後のスケジュールについて
事務局	(事務局から今後のスケジュールについて説明)
委員長	5 閉会 (閉会の挨拶)

※委員長における質疑や講評等に関する発言については、「委員」として表記しています。

会 議 名	第3回港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会
開 催 日 時	令和8年7月2日（木曜日） 午後6時から午後8時まで
開 催 場 所	新橋区民協働スペース
委 員 員	（出席者）5名 請川委員長、秋山委員、宮地委員、野口委員、菊池委員、 （欠席者）なし
事 務 局	芝地区総合支所管理課長 若杉 施設運営担当係長 松井、管理係 清家
会 議 次 第	1 開会 2 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施について 3 事業候補者によるプレゼンテーション及び質疑応答 （1）A事業者（30 分間） （2）B事業者（30 分間） 4 第二次審査採点及び事業候補者の選考について 5 その他 6 閉会
配 付 資 料	資料1 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施について 資料2－1 第二次審査選考基準・採点表（A事業者） 資料2－2 第二次審査選考基準・採点表（B事業者） 資料3 第一次審査及び第二次審査選考基準・採点集計表 資料4 第2回港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会 会議録 資料5 港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会委員名 簿
会議の結果及び主要な発言	
委員長	1 開会 （開会の挨拶）
事務局	2 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施について （事務局から事業候補者の決定までの流れについて説明） 3 事業候補者によるプレゼンテーション及び質疑応答（2事業者） （1）A事業者によるプレゼンテーション（10 分間）
E 委員	職員体制について、常勤職員よりも非常勤職員の方が多く見受けられます が、常勤職員が退職などで欠員となってしまった場合の補充のルールについて

	どのように考えていますか。
A 事業者	私どもは業界最高水準の給与設定を実現できていると自負しており、実際にもそのような評価を受けております。求人に対する私どもの業界最高水準の採用力で職員を補充してまいります。 また、近隣6区の関連施設には約1,200名の職員がおります。余裕を持って職員を配置しておりますので、いざという時には協力体制が取れると思っております。欠員に対するフォローアップに関してはご安心いただければと思います。
E 委員	こういう形で運営して欲しいなど、区から施設へお願いをすることがあります。施設長を通じてお伝えはしますが、なかなか職員一人ひとりに伝わりきっていないと感ずることがあります。施設職員全体に行き渡り、それを実行させるために、どのような運営を考えていますか。
A 事業者	月1回全職員が参加する職員会議を実施しようと思っております。非常勤職員についてはなかなか集まることが難しいため、アプリ上のグループチャットで連絡事項や協議事項を流し、職員全員が確認できるようにすることで、区からの要望を施設長から職員に伝えることができています。
B 委員	父親の子育て支援に力を入れていると先ほどのプレゼンで話がありましたが、地域の特性を踏まえた父親への支援について、特にどのような部分に力を入れていきたいですか。
A 事業者	地域の父親への子育て支援は例として挙げさせていただきました。差し支えなければ、現施設で地域との交流をしている活動ということで置き換えて説明させていただいてもよろしいでしょうか。
B 委員	はい。またはやってみたいことでも構いません。
A 事業者	働いているお父様方が多いと思うので、例えばお父様方からご自身のお仕事について説明をしていただいて、お子様たちが色々な業種のリアルな声を聞き、将来の希望を感じられるようなイベントだったり、可能であれば職場までお子様たちを連れて行って職場体験もできたら良いと思います。
B 委員	オンラインで広域連携を図るというのが提案書の中にありましたが、どのようなイメージでしょうか。
A 事業者	ワールドツアーという独自のオリジナルプログラムを本部主導で行っております。例えば、外国とオンラインで繋いで、リアルタイムで世界を旅して回る、いわゆる教育番組のようなプログラムや、職場体験をオンラインで体験す

	るということを行っています。 また、サイエンスや音楽、英語など様々なカリキュラムをオンラインで体感し、乳幼児だけでなく小学生や中学生も参加したくなるようなイベント活動をオリジナルプログラムを活用して実施したいと考えています。 オンラインの交流では、いくつもの児童館をオンラインで繋いでみんなが一つの競技を同時に盛り上げるようなオンラインギネスチャレンジを行っています。学童と保育園をリアルタイムで繋いでオンラインの接続交流を行うなど、施設同士を繋いで交流するような小規模な交流もオンラインで行っています。
C 委員	施設長候補者の方に伺います。資料を拝見すると、中学高校の教員免許をお持ちのようですが、学校教育の経験はありますか。
A 事業者	学校教育の経験はありませんが、こちらに入る前は乳幼児向けの幼児体育のインストラクターをしていました。
C 委員	これまでアフタースクールでのお仕事をされていますが、今回範囲が中学生まで広がっているということで、現在の中高生の特徴をどのように捉えていますか。また、それを踏まえて中学生とどのように関わっていきたいと考えていますか。
A 事業者	今の中高生はインターネットや SNS の発達などによって、私が中高生の時よりも色々な情報を持っているお子さんが多いという印象があります。ただ、どちらかといえば私は中高の体育の教員免許を持っているので、体を思いっきり動かす運動をしていきたいです。 また、中高生だけではなく、小学生や保育園児との多世代交流をし、将来的には子どもたちに児童館や学童の先生になりたいと夢を持ってもらえるような関わりをしていきたいと考えています。
C 委員	現在勤めているアフタースクールは6年目だと思いますが、その中で何を成し得たか、また、まだまだ足りなかったことを教えてください。
A 事業者	私が一番大事にしてきたことは、お子様の声にしっかりと寄り添うということです。大人の一方的な考えを押し付けるということではなく、お子様の声を聞きとって心に寄り添ってきました。 また、成し得たこととしては、お子様との信頼関係を構築し、長く利用したいと思っていただける施設づくりに繋がったことです。 課題点としては、同じ施設に長く勤めているため、どうしても同じようなやり方や考えになってしまいますので、新たな知見や運営方法を試すことが課題であると感じています。

D 委員	スタッフ全体の人数に対して経験のある職員数が 1 / 4 近い人数に限定されると思いますが、経験のある常勤職員が少ない館運営は他の施設でも実績があるということでしょうか。
A 事業者	私どもが運営している施設は他と比較すると正社員の比率が圧倒的に高いと思います。正社員の採用は必須になってくると思いますので、確実にお約束できる最低限の職員数から始め、今後正社員や経験がある職員数は確実に増えると考えています。
D 委員	提示いただいている人件費などの経費は、最小の常勤職員数で積み上げて、残をつくっているということですか。
A 事業者	おっしゃるとおり給与に関しては、最低の決められた給与からさらに積み増した形の求人競争力が保てるような設定で積算をしております。
D 委員	最小の人数でスタートした時が心配です。シフトの前後が正社員になっていることが多いようですが、その時の館運営の工夫の仕方であったり、正社員に対する負担の集まり方をどう解消するのか、運営方法としてはどのような工夫を予定されていますか。
A 事業者	選定されましたら、現行運営事業者や子ども中高生プラザのその他施設の現状を拝見して、私たちならこうできるというより良い形でご提示できると考えております。
D 委員	最後に施設長候補者の方に質問いたします。書類を見ますと、大規模施設のご経験はないようですが、0 歳から 18 歳までが利用する大規模施設において、想定されている難しさと取り組むべき工夫やアイディアがあれば教えてください。
A 事業者	0 歳から小学 6 年生までは経験があるため、保護者も含め対応できると思いますが、中高生の対応が課題であると感じております。ただ私どもでは中高生を受け入れている大きい児童館がいくつかあり、その施設長や館長たちとは月に 1 回ミーティングをして中高生の現状は聞いております。 特に中高生の安全教育については、施設職員だけでなく、子どもたちへの安全教育についても一緒に行っていきたいと考えています。
A 委員	施設長候補者の方にお尋ねします。危機管理についてです。現在施設長として 6 年お勤めということですが、6 年間の中で今まで危ない、または心配される事故や病気など、危機管理対応としてどのような具体例があったか教えてください。また、それに対してどのように対応しましたか。

A事業者	直近での一番のトラブルについてお話しします。施設が入っているビルの1階が飲食店のため、火災のリスクが高い施設でした。日頃から避難訓練を行っていましたが、実際にボヤ騒ぎがおきました。施設にはお子様も保護者もいる状況でしたが、日頃の訓練が活きて、訓練どおり避難誘導し、消防に通報することができました。 また、お子様が目の前で転倒してしまい、近くにあった卓球台におでこをぶつけてしまったケースもありましたが、すぐに止血などの対応を行いました。
A委員	そういった事故や避難の際、区との連携についてはどのように対応しましたか。
A事業者	まずはお子様や保護者様対応が第一優先だと思いますので、その対応が終わった後に本社や施設担当スーパーバイザーと連携をしながら区に連絡しました。
A委員	先ほども色々魅力的なプログラムをご紹介していただきました。今度は子ども中高生プラザということで、中高生について、子どもたちの主体性と法人で用意しているプログラムへの参加の関係性について、どのようにお考えですか。
A事業者	主体性に関しては、小学生が子ども会議を行って、自分たちで企画書を書いていますので、中高生であればもっと面白いアイデアが出てきて、施設としてもイベントと一緒に運営していくところに繋がっていくと思います。 また、私どものオンラインでのプログラムに中高生が参加することで、色々なことに興味をもってもらい、そこで興味を持ったことをさらに小学生や保育園児に教えていくという風に繋がっていくと思っております。
委員長	それではこれでヒアリングの時間を終了といたします。A事業者はご退出ください。 (2) B事業者によるプレゼンテーション (10 分間)
E委員	職員体制について、常勤の職員の方が退職などで欠員となってしまった場合の補充のルールはあるのか、本部としてはどのように考えているのかを教えてください。
B事業者	私どもは数多くの施設を都内で運営しており、それらの施設で勤務している職員を異動対象として、当施設へ配置しております。異動の際は、港区で実際に勤務経験がある人を優先したり、欠員となった職員と同等の力量のある職員を積極的に異動対象とするなど、安定した施設運営ができるように整えています。

E 委員	地域との連携や交流についてはどのように図っていくというようにお考えですか。
B 事業者	乳幼児向けプログラムでは民生委員の方に月 1 回来ていただいておりますが、保護者の悩みを受け止め、施設としてできることは何かを民生委員の方々と一緒に考えて事業を実施していこうと考えております。 また、年 2 回地域懇談会を開催し、学校の先生や関係機関の皆様をお呼びしています。施設の情報発信だけではなく、警察などの関係機関の皆様からの情報提供を受け、地域との関係を深めていくことを大切に考えております。 当法人としても地域連携には取り組んでいます。色々な自治体、色々な施設運営のナレッジを共有して、どういった連携が効果を得ているのかを知ることができるということがメリットとなっています。
B 委員	保護者との連携をしっかりと取っていくという話がありましたが、保護者との信頼関係の築き方の方針について、今までのご経験の中から実際の取組をこのように行ってきたというような具体的な話があれば聞かせてください。
B 事業者	保護者との連携については、学童クラブだけでなく、中高生や小学生の一般来館の児童についても大変重要であると考えております。 学童クラブにおいては、学童クラブでの日々の様子をお迎えの際などに保護者にお伝えすることで日頃から関係づくりを行っております。 一般来館の児童や中高生については、保護者の方と対面で接する機会が少なくなっていますが、地域のお祭りなどで顔を合わせた際には些細なことから声掛けをするということを職員一人一人ができるように職員育成を行っております。 また、乳幼児の頃から職員を知っていただいている保護者の方が多くなると予想されますので、乳幼児の頃からの関わりを中学生、高校生になっても継続し、何かあれば施設にいけば大丈夫というような保護者の居場所になるように取り組んでまいります。
B 委員	世代間交流について、子どもにとってどのような意義があるとお考えですか。今までの実践例などから知っていることがあれば教えていただき、もしなければお考えをお聞かせください。
B 事業者	この地域は都市部であるため、核家族のお子さんが多いと感じており、祖父母と一緒に過ごす機会が少ないと思います。 私が今運営している施設では、いきいきプラザの利用者とカラオケ大会をしたり、ボランティアの高齢者に小学生向けの麻雀教室を開いていただくなど、小学生が地域の大人と関わることは非常に有意義な時間になっていると感じます。保護者以外の大人が自分たちのことを見てくれている、この地域には安

	心して見てくれている大人がいるということは、小学生にとっては意義があることだと思いますし、活動を見ていると高齢者もすごくいきいきとされている様子であるため、高齢者にとってもすごく良い影響になっているのではないかと考えております。
C 委員	施設長候補者の方に伺います。現在勤務されている施設の運営体制について、施設長として必要十分であると考えていますか。あるいは何か問題を感じているところがあるか、率直に教えていただければと思います。
B 事業者	正直なところをお話いたしますと、私の運営している施設では、学生のアルバイトや新卒の社員など、経験の浅い職員が多いことが課題の一つだと感じております。また、子どもの命を守るお仕事だということを職員全体に伝えていまして、それを意識できるように職員を育成していくことが今の施設の課題だと思っております。
C 委員	施設長候補者は 2015 年からおそらく同じ子ども中高生プラザに勤務されていると推察いたしますが、その中でこういったことが成果として上げられますか。また、今ある課題について、今後施設を運営していくに当たってどのように取り組んでいきたいかを話してください。
B 事業者	成果といたしましては、先日あった話ですが、高校 1 年生が高校のお友達を連れて施設に遊びに来てくれました。そのお子さんが友達に「ここは実家みたいなものだ」と言っていました。これはまさに私が目指している施設の形が子どもにも伝わっているということが成果として目に見えたエピソードでした。 今後の課題としては、そのような経験のある、経験をする職員を増やしていくことが挙げられます。この仕事は 0 歳から 18 歳までを一貫して見ることができ、子どもの成長を感じられる素晴らしい仕事であるということを新しく入った職員にも伝えていくこと、それが私に課せられた使命だと思っております。
C 委員	港区教育委員会や生涯学習センターなどとの連携は現在ありますか。
B 事業者	現在のところは、教育委員会との連携は特にありません。
C 委員	そういったものを広めていただけると、もっとバリエーションが増えて良いと思います。
D 委員	先ほどプレゼンテーションの中で、学童クラブについて、いろいろな学校の児童が入会しているため連携を取るべき学校の数が多いという話がありました。その中で、特別支援学校に通われている児童を学童で預かることの工夫や用意している心構え、実際の対応などを具体的にお聞かせください。

B 事業者	特別支援学校の児童を受け入れるにあたっての工夫としては、パニックを起こしてしまったり、急な病気の症状が出てしまった場合に、個別で対応でき、児童が落ち着いて過ごせる部屋を用意しています。 また、職員の心構えとして、1 人の人間として関わるということを、誰に対しても心構えとして接するように指導しております。 アルバイトの募集をした場合でも実際に行っていただく業務を事前にお伝えしたうえで、一緒に働くことができる方かどうかを採用の段階で見させていただいております。また、子どもに対する関わり方や心構えについては入社時の研修でお話もしています。 現場での工夫以外でも、本部では年々増えている特別な支援が必要な児童に対応するため、公認心理士や臨床心理士が入っている発達支援チームによる定期的な施設の巡回を行い、現場職員に指導しています。 また、数多くの施設を運営しているため、月 1 回のケース検討会はアルバイトを含む全職員参加型でオンラインで行っており、特別な支援が必要なお子さんの事例共有を全国で展開するなど、本部側からもバックアップを行っています。
D 委員	企画提案書の中では、卒業した O B、O G が小学生イベントに参加して指導するというのが提案で出されていますが、実際の O B、O G のリターン率はどのくらいなのでしょう。また、それに対してどのような取組をしているのか、もう少し補足をいただければと思います。
B 事業者	毎年、高校を卒業した後に 1 人か 2 人くらいはボランティアをしたいと申し出てくれる生徒がいます。具体的には、施設の音楽スタジオを利用していた軽音部の学生が卒業して、音楽の専門学校に行き、小学生バンドの子どもたちに楽器の使い方を指導してくれました。 また、学生の間はボランティア活動が難しかったけれども、社会人になってからこの施設に戻ってきたいという人が、施設のイベントの際にお手伝いに来てくれるなど、卒業生が活躍している様子がございます。
A 委員	これまでの経験の中で、ヒヤリハットの具体的な事例があればご紹介いただきたいです。また、その時どういう対応をしたのかをお聞かせください。
B 事業者	私が運営している施設は 5 階にあるのですが、施設に通っている小学生がパニックを起こしてしまい、学童クラブ室から走って出て行き、1 階まで降りてしまったことがありました。所在がわからなくなると、その後事故に遭う恐れがあるため、その瞬間ヒヤリとしたことを覚えています。 具体的な対応としては、まずすぐに追いかけてみました。また、職員を振り切って逃げようとしたり、こっそり隠れたりするなど、子どもならではの職員を試しているような行動が見られたので、何人かの職員で対応しました。最終的に

	は、子どもを落ち着かせてから5階に戻りました。 職員のすぐに追いかけるという行動は日々の振り返りが活きていました。それからは階段に繋がる通路に職員を1人配置したり、抜け出しがないよう見守りを徹底するなど、職員の意識の向上に繋がったと感じております。
A 委員	そのケースまたはそのケース以外でも、そういったヒヤリハットが起こった時の区との連携や区への報告はされていますか。
B 事業者	子どもの怪我や事件事故が起きた際には、第一報として区へ報告すると同時に、本部の方にも報告を上げています。詳細な保護者や子どもの様子も共有し、保護者の方が安心して利用していただけるような対応を本部と共に考えております。
A 委員	施設長候補者の方は、現在の施設では最初は乳幼児担当のリーダー、今は館長を務めていると思いますが、例えば乳幼児のプログラムに対するやる気を引き出させる関わり方と、中高生がやりたいことをどうやって実現させるかという関わり方とでは違うと思います。中高生に対する関わり方で気を付けていることがあれば教えてください。
B 事業者	私が館長になってから多くの中高生が施設に来てくれるようになったと感じております。その中で気を付けていることは、中高生は距離感が近いところがありますので、中高生と職員との区別をしっかりとつけることを意識しています。 また、中高生は自分のやりたいことや自分の思いなどを言葉にすることを恥ずかしがるところが乳幼児と大きく違う点だと感じていますので、日頃のコミュニケーションとして些細な事でも中高生に話しかけるようにしています。施設職員が中高生を見ている、気づいているということを伝え続けることによって、中高生が職員目当てで施設に来てくれるようになりました。少しずつのコミュニケーションを大切にしていきたいです。
委員長	それではこれでヒアリングの時間を終了といたします。B事業者はご退出ください。 4 第二次審査及び事業候補者の選考について (事務局から第二次審査採点及び事業候補者の選考について説明) ～ 各委員 採点 ～ ～ 休 憩 ～
委員長	それでは、採点の集計結果について事務局から説明をお願いします。

事務局	第二次審査の合計得点を発表します。 【A事業者】316点 得点率63%、【B事業者】420点 得点率84%です。 第二次審査においても最低ラインとして決定した得点率60%を上回っております。
委員長	委員の皆様から講評をお願いします。
E委員	総論としては、A事業者もB事業者も施設運営を任せられることができました。 A事業者については、オンラインでの職業体験など、オリジナリティ溢れた魅力的なプログラムを展開しており、面白さを感じました。一方で、職員の体制については、あくまで今示している職員数は最低限ということで、今後増やしていく方針ではあるものの、信用性にやや不安が残るを感じました。また、地域との連携や中高生に向けた運営については、やや具体性に欠けると感じました。 B事業者については、民生委員や近隣の施設と共に地域の魅力を意識した取組を行っていく方針であると感じました。また職員の育成や積み上げてほしい経験などについても意識した発言が多々ありました。これまでの施設の経験を踏まえた運営を具体的に説明していて、安心感が持てました。 今日の評価については、B事業者の方が高い点数になりました。
B委員	私も提案書の段階ではA事業者の方を高く評価していたのですが、本日のプレゼンでは地域理解という面では不十分であると感じました。また、施設長候補者の幅広い世代の対応を含めた経験の不足が気になりました。その分、本部のバックアップや経験豊富なスタッフの配置が必要だと思いますが、そのあたりが提案からは読み取れず、不安を感じ、評価が低くなっております。 B事業者については、提案書よりも具体的な経験を活かした取組や方針が示された印象が強く、熱意についても提案書以上に感じました。地域理解や利用者理解についてはA事業者と比べ高く評価しました。提案書で不足していた部分もプレゼンテーション及び質疑応答の中で補っており、全体的にA事業者よりもB事業者の方を高く評価しました。
C委員	今回は施設長候補者の経験やプレゼンテーションにおける期待値について、B事業者の方が高かったと感じました。また、特別支援の話になった時も、配慮や多様性などの理解もできていると感じました。提案書よりも具体的な提案がされていたと思います。 全体的に、お任せするならB事業者の方が安心であり、より施設の充実が期待できると感じました。
D委員	A事業者については、危機管理の意識がとても高く、施設の運営に関しては

	頼りになると感じ、そこは評価しております。またオンラインで行うプログラムについても興味深く、新しい取組だと期待して、そこは高く評価しております。一方で、未就学児、小学生、中高生に加え、特別支援学校という4カテゴリーを受け入れる施設としての経験や意識が乏しいと感じました。また、本部についても、類似施設にこれだけの大型館はなかったため、会社としても少し心細さを感じ、低めの評価とせざるを得なかったです。 B事業者については、区の施設に対する期待を受け止め、さらに具体的な対応をしていると思いました。0歳から18歳をターゲットにしている施設の意識が非常によくわかりました。改めてこの施設のあるべき姿を考え直す機会を感じたプレゼンテーションであったと感じ、高い評価をしています。そのあたりにA事業者との差が出たと思います。
A委員	A事業者については書類が上手に作られている点で高く評価しました。本日の第二次審査では、施設長候補者の方は乳幼児の経験が長かったので、ヒヤリハットの事例など具体的な話をお聞きできたのですが、中学生以上の対応については、やはり具体的なイメージが持てていないと思いました。中高生と乳幼児では違う対応が必要であると思うのですが、その辺りが少し心配であると感じました。点数としては平均以上であり、どちらもお任せしても大丈夫だと感じましたが、どちらにお任せするかと言ったらB事業者であると感じました。 B事業者については、施設長候補者は若い方であると見受けられましたが、これまでの経験に裏打ちされた中高生への関わり方や、大型施設のヒヤリハットへの対応が具体的に想定されていると感じました。特に子どもの命を守るためにどう動くかというところを具体的にお話しされていたので、安心できると思いました。また、施設や職員が中高生や卒業生などの大きな子たちからも好かれている感じがしたので、施設の運営をお任せした方が子どもたちとの関係性というところで心強いと思いました。後は港区の特性として私立小学校やインターナショナルスクールがある点や、地域特性として企業の本社や大きい会社が多いエリアではありますが、そういうところとの連携についても具体的に提案されていたので、安心できると思い、B事業者を高く評価しました。
委員長	委員の皆様の講評をお聞きし、ご自身の採点を修正したい方がいらっしゃいましたら挙手にてお知らせください。 (委員一同 なし)
委員長	それでは、これで最終の審査結果として確定します。改めて、事務局より第一次審査・第二次審査合計点数及び順位の発表をお願いいたします。
事務局	第一次審査の得点と、第二次審査の得点の合計点を発表します。 【A事業者】 第一次審査 841 点 第二次審査 316 点 合計点 1,157 点 得点率

	71% 【B事業者】 第一次審査 834 点 第二次審査 420 点 合計点 1,254 点 得点率 77% どちらの事業者も一次審査、二次審査いずれも最低ラインである 60%を超えています。 また、B事業者については、現行の指定管理者であるため、管理運営実績の加減点が加わります。 公募要項に記載しましたとおり、令和4年度から令和7年度までの4か年の指定管理施設評価票の平均得点率から算出された総合評価平均を基に加減点を行います。4か年の平均得点率は89%となり、総合評価平均はAとなります。よって、第一次審査点834点の3%相当分25点が加算されます。 加減点は、第一次審査及び第二次審査が完了し、それぞれの審査点を合計したのちに加減されますので、B事業者については最終的な合計点は1,279点となります。 したがって、次のとおりB事業者が1位となります。 1位 B事業者 合計点 1,279 点 2位 A事業者 合計点 1,157 点
委員長	集計の結果から、本選考委員会としてB事業者を港区立神明子ども中高生プラザの指定管理者候補者として決定します。事務局から事業者名の発表をお願いします。
事務局	B事業者は「株式会社日本保育サービス」となります。
事務局	5 その他 本日ご決定いただいた候補者につきましては、7月29日に庁内の指定管理者選定委員会での審議を経たうえで、最終的に指定管理者候補者として選定されます。 その後、9月開会予定の港区議会第3回定例会にて、議案として審議が行われる予定になります。
委員長	6 閉会 (閉会の挨拶)

※委員長における質疑や講評等に関する発言については、「委員」として表記しています。

港区立神明子ども中高生プラザ 指定管理者公募要項

令和8年2月
港 区

目 次

I 施設の概要

- 1 指定管理者制度導入の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 子ども中高生プラザの設置目的・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 神明子ども中高生プラザの概要・・・・・・・・・・・・・・ P 1
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
 - (3) 施設規模
 - (4) 開設年月日
 - (5) 開館日・開館時間
 - (6) 利用対象者
 - (7) 使用料
 - (8) 指定管理料等
 - (9) 併設する施設の概要
 - (10) その他
- 4 指定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

II 指定管理者が行う業務

- 1 事業運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
 - (1) 基本事業
 - (2) 提案事業
 - (3) 自主事業
 - (4) 職員体制
 - (5) その他
- 2 施設の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
 - (1) 施設の維持管理業務
 - (2) 安全・安心に関する業務
- 3 管理運営の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
 - (1) 関係法令等の遵守
 - (2) 区が定める指針等への対応
 - (3) 個人情報の保護
 - (4) 再委託の禁止
 - (5) 地域との連携
 - (6) 区と指定管理者の役割及び管理責任の分担
- 4 運営経費に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
 - (1) 指定管理料の支払
 - ア 職員人件費
 - イ 光熱水費
 - ウ 修繕費
 - エ 事業運営費
 - オ 施設管理経費
 - カ その他経費
 - (2) 従事する職員の最低賃金水準額
 - (3) 備品購入の取扱い
 - (4) 収入

- (5) キャッシュレス決済の推進
- (6) 損害賠償保険
- (7) 消費税及び事業所税
- (8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応
- (9) 銀行口座の開設
- (10) その他

Ⅲ 選定手続

- 1 公募の手続・手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 17
 - (1) 申請者の資格
 - (2) 複数の団体による共同申請
 - (3) 公募の日程
 - (4) 公募説明会及び現地見学会
 - (5) 申請手続
 - (6) 計画書類の提出
 - (7) 提出書類に関する留意事項
 - (8) 応募に関する留意事項
 - (9) 質疑の受付及び回答
 - (10) 申請書類の受付
- 2 指定管理者候補者の選考・選定・・・・・・・・・・ P 25
 - (1) 指定管理者候補者の選考
 - (2) 指定管理者候補者の選定
 - (3) 基本的な選考基準
 - (4) 現評価結果の公募選考への反映
 - (5) 審査結果の通知
 - (6) 第二次審査用資料の提出

Ⅳ 決定後の手続

- 1 基本協定書・年度協定書・・・・・・・・・・ P 28
 - (1) 協定の締結
 - (2) 基本協定書の主な事項
 - (3) 年度協定書の主な事項
- 2 災害時協定・・・・・・・・・・ P 29
 - (1) 協定の締結
 - (2) 災害時協定書の主な事項
- 3 事業計画書及び収支予算書等の作成・・・・・・・・ P 29
 - (1) 事業計画書及び収支予算書の作成
 - (2) 事業報告書及び収支決算書の作成
- 4 業務の引継ぎ・・・・・・・・・・ P 30
- 5 情報の公表・・・・・・・・・・ P 30
 - (1) 応募書類等
 - (2) 選考・選定過程の情報
 - (3) 指定管理業務に関する情報
- 6 モニタリング等の実施・・・・・・・・・・ P 31
 - (1) モニタリングの実施

(2) 管理運営実績の次期公募選考への反映	
(3) 第三者評価の実施	
(4) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出	
(5) 監査の実施	
7 指定の取消し等	P 32
(1) 改善勧告・改善報告	
(2) 指定の取消しと業務の停止	
(3) 事業の継続が困難となった場合の措置	
問合せ先	P 33

I 施設の概要

1 指定管理者制度導入の趣旨

港区では、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスを提供するため、公の施設の管理・運営を包括的に代行させる指定管理者制度を積極的に導入しています。

今回、現在の指定管理者の指定期間満了に伴い、「神明子ども中高生プラザ」の管理・運営について、民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用するため、指定管理者を広く募集します。応募にあたっては、「港区指定管理者制度運用指針」（別紙1）に基づく区の方針を十分に認識し、また、施設の設置目的等を理解のうえ、本要項に基づく創意工夫のある提案を期待しています。

2 子ども中高生プラザの設置目的

港区では、「港区基本計画・港区実施計画」及び「港区次世代育成支援対策行動計画」に基づき、家庭や地域と協力し、子どもの集団やそのリーダーを育成するとともに、地域における子どもの活動と交流の場の整備及び拡張を進めてきました。そのため、5地区の総合支所（芝地区、麻布地区、赤坂地区、高輪地区、芝浦港南地区）ごとに、既存の児童館・学童クラブ、教育委員会などと連携しながら、乳幼児から中高生までの幅広いニーズに対応していくという目的の下、地域の中核的児童施設として、設置条例に基づき、子ども中高生プラザを整備しています。

また、こども基本法及び子ども・子育て支援法等に基づき策定された「港区子ども・若者・子育て総合支援計画」の方針を踏まえて、子ども中高生プラザにおいても「放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）」や「地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）」など様々な子育て支援施策を充実させていきます。

3 神明子ども中高生プラザの概要

（1）名称

港区立神明子ども中高生プラザ

（2）所在地

東京都港区浜松町1丁目6番7号

（3）施設規模

ア 建物名称：プラザ神明
イ 構造：鉄筋鉄骨コンクリート造
ウ 階数：地上8階、地下1階

エ 敷地面積：2,427.97㎡

オ 延べ床面積：9,907.24㎡

(内訳)

(ア) 神明子ども中高生プラザ（5、6階の一部） 1,325.16㎡

(イ) 併設施設

神明いきいきプラザ（1、2、4、6、7階の一部及び各階の共用部分）
6,085.36㎡

神明保育園（1～3階の一部） 2,496.72㎡

カ 主な諸室

(ア) 乳幼児：キッズプレイルーム

児童用：学童クラブ室

共 用：プレイルーム、ダンススタジオ、音楽スタジオ、工作室、学習室・
図書室、ラウンジ、多目的室、体育館、事務室

(4) 開設年月日

平成24（2012）年9月1日

(5) 開館日・開館時間

ア 子ども中高生プラザの開館日・開館時間

開館日	通年 （国民の祝日に関する法律に定める休日、12/29～31、1/2～3を除く）
開館時間	9：30～20：00

※ただし12月29日及び30日は、施設開放（9：00～17：00）をすること。

※開館日、開館時間とも区長が必要と認めるときはこの限りではない。

イ 各事業の実施日・実施時間

事業名	事業実施日	事業実施時間
学童クラブ	ア 月曜日～金曜日 イ 土曜日 ウ 三季休業期間の平日 （国民の祝日に関する法律に定める休日、12/29～31、1/2～3を除く）	ア 下校時～19：00 イ 8：00～17：00 ウ 8：00～19：00
子育てひろば	通年 （国民の祝日に関する法律に定める休日、12/29～31、1/2～3を除く）	10：00～18：00

※三季休業期間とは、港区立学校の管理運営に関する規則第3条の2に規定する休業日をいう。

(6) 利用対象者

- ア 児童及び児童の保護者その他関係者
- イ 上記に掲げる者のほか、区長が適当と認める者

(7) 使用料

施設の利用は、無料です。

(8) 指定管理料等

本施設の過去（直近3か年）の指定管理料などについては、下表のとおりです。

なお、記載額は過去の実績を参考として示したものであり、本提案における指定管理料の上限額を示すものではありません。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入	123,467,489 円	137,813,056 円	139,663,120 円
指定管理料	123,467,489 円	137,813,056 円	139,663,120 円
支出	121,159,375 円	136,810,052 円	134,296,153 円
職員人件費	90,136,563 円	102,917,917 円	102,905,245 円
光熱水費	6,713,754 円	6,901,523 円	5,349,263 円
修繕費	259,611 円	1,042,800 円	564,740 円
事業運営費	6,303,203 円	7,506,480 円	7,325,687 円
施設管理経費	3,143,660 円	3,229,520 円	2,915,502 円
その他経費	14,602,584 円	15,211,812 円	15,235,716 円

※ 指定管理料は、項番Ⅱ4（1）における予算額と実績額の差額を清算した後の指定管理料の額です。

※ 自主事業に係る収入および経費は含みません。

(9) 併設する施設の概要

当施設には、神明いきいきプラザ（高齢者施設）及び神明保育園（区立認可保育園）が併設されています。

なお、神明いきいきプラザ及び神明保育園は別指定管理者が業務を行います。

ア 神明いきいきプラザ（1、2、4、6、7階の一部及び各階の共用部分）

（ア）開館日及び開館時間

開館日	通年 (12/29～1/3を除く)
開館時間	月曜日～土曜日 9:00～21:30 日曜日 9:00～17:00

イ 神明保育園（1～3階の一部）

（ア）定員 161名

0歳児（3か月～） 21名

1～2歳児 各25名

3～5歳児

各30名

(イ) 開園日及び開園時間

開園日	通年（12/31、1/1～3を除く）			
開園時間		基本保育	早朝保育	延長保育
	月曜日～金曜日	7：15～18：15	6：15～7：15	18：15～22：00
	土曜、日曜・祝日	7：15～18：15	実施しません	実施しません

※ただし、区長が必要と認めるときは、変更する場合があります。

(10) その他

現在の指定管理者が作成している当該施設のホームページはこちらです。

プラザ：<https://list.nihonhoiku.co.jp/school/detail/shinmeiplaza/>

学童クラブ：<https://list.nihonhoiku.co.jp/school/detail/shinmeigakudou/>

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

Ⅱ 指定管理者が行う業務

1 事業運営

(1) 基本事業

指定管理者が行う事業に関する業務は、港区立子ども中高生プラザ条例（平成 14 年港区条例第 50 号、以下「条例」という。）第 3 条で、次のように定めています。

詳細については、業務基準書（別紙 2）及び業務仕様書（別紙 3～7）を参照してください。

- ア プラザ施設の利用に関すること。
- イ 児童の自主活動に関すること。
- ウ 中学生、高校生等の文化、芸術活動等に関すること。
- エ 児童の体力増進に関すること。
- オ 児童の相談に関すること。
- カ 子育て支援に関すること。
- キ 学童クラブに関すること。
- ク 児童に係る情報の収集及び提供に関すること。
- ケ 地域組織等との連携、協力及び交流に関すること。
- コ 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(2) 提案事業

条例第 1 条に定める目的を達成するため、上記（1）に基づく事業を提案してください。事業を計画する場合は、本施設が芝地区の中核的児童施設であることを十分に認識の上、地域の特性を踏まえた効果的な事業を提案してください。

なお、提案事業は、事前に区と協議の上決定し、指定管理料の範囲内で実施します。

(3) 自主事業

上記（1）（2）のほか、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲で、施設の利用率向上等を図るための事業を自主的に行うことができます。

なお、自主事業は、事前に区と協議の上決定し、事業に係る経費は事業者の負担とします。

(4) 職員体制

関係法令を熟知し、事業を実施するために必要な知識及び経験等を有する職員を配置し、施設の管理運営に支障が無いよう配慮してください。また、指定管理者は、公の施設の職員としての心構えを認識し、従事職員の教育、接遇教育等を徹底し、利用者及び区民への接遇などが常に良好となるよう努めてください。

ア 施設長

これまでに児童福祉施設（児童厚生施設・児童養護施設・保育園等）及びこれに

類する施設に3年以上勤務したことがあり、施設運営について熟知した者を配置してください。

また、施設長については、指定期間開始時には、特段の事情がない限り、公募時に提案した者を配置してください。また、施設長を指定期間中に交代する場合は、後任の経歴等を提出し、事前に区と協議することとします。

イ 副施設長

これまでに児童福祉施設（児童厚生施設・児童養護施設・保育園等）及びこれに類する施設に勤務した経験があり、施設運営について熟知した者を配置してください。

ウ 職員

（ア）児童福祉施設勤務経験者を含み、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年港区条例第51号）第49条の規定に該当する者を配置してください。

（イ）障害児の受入れについては、港区児童館等における障害児受入れに関する実施要綱（平成23年3月3日22港子字第2434号）第5条に基づき、適正な職員配置を行ってください。

エ 学童クラブ事業担当職員（放課後児童支援員）

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年港区条例第29号）第10条第3項の規定に該当する者を配置してください。職員数については、学童クラブの定員110名に応じた人員（現在1単位）を配置し、支援の単位ごとに、放課後児童支援員を2名以上配置すること。なお、1単位につき、1名まで放課後児童支援員を補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）に代えることができる。また、同条例施行規則第3条第1項の規定に基づき、各単位40名を超える児童数概ね20名につき1名の放課後児童支援員を追加して置くこと。

（5）その他

ア 地域懇談会の開催や意見箱の設置等により、利用者や地域からの意見・要望等を聴取し、ニーズの把握を行うこと。

イ パンフレット・広報紙の発行、ホームページの作成などにより、子ども中高生プラザのPRを行うこと。

ウ 他の子ども中高生プラザ、児童館等との連絡調整に協力すること（概ね月1回）。

エ 地区内の他の施設との連絡調整に協力すること（概ね月1回）。

オ 施設職員が行政運営の担い手の一員として自ら自覚できるよう、人材育成に取り組むこと。

2 施設の維持管理

(1) 施設の維持管理業務

指定管理者が行う維持管理に関する業務は、下記のとおりです。

複合施設の主たる管理者は、いきいきプラザを管理する指定管理者であり、建物の全体管理と共有部の維持管理を責務とします。

神明子ども中高生プラザは、いきいきプラザを管理する当該指定管理者や神明保育園を管理する指定管理者との情報共有等、日常的な連携を図ります。

詳細については、業務基準書（別紙2）及び業務仕様書（別紙3～7）を参照してください。

ア 子ども中高生プラザの利用登録受付、登録証の発行を行うこと。

イ 学童クラブ児童見守りシステムの運用管理を行うこと。

ウ 施設の日常、定期及び特別清掃を行うこと。

エ 学校110番非常通報装置点検を行うこと。

オ 侵入者に対する万全の対策を行うこと。

カ 施設の維持管理に関するほか下記の業務を行うこと。

（ア）施設及び付属設備の管理、物品等の取扱いに関する業務

（イ）1件200万円（税込）以下の軽易な修繕及び整備

（ウ）施設内の清掃の保持、整頓その他の環境整備に関する業務

キ 省エネルギー、省資源、グリーン購入に配慮した管理運営に努めること。

(2) 安全・安心に関する業務

ア 災害や事故の発生などの緊急時において、「港区危機管理基本マニュアル（改訂版）」（別紙8）に基づき、「緊急対応マニュアル」を作成し、利用者等の避難誘導、関係機関への通報、傷病者の医療機関への搬送の付き添い、安全確保、通報、連絡等の迅速かつ的確な対応を行うこと。

イ 利用者等の安全確保を図るため、設備の安全点検、職員や利用者等の館外での活動、取組等における安全確保に関する指導、職員の研修及び訓練その他日常生活における安全に関する事項について定めた「安全計画」を作成すること。また、安全計画を職員や利用者等に対し周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施すること。

ウ 休日・夜間の連絡体制を確立すること。

エ 区有施設等安全点検及び点検報告（日常点検、総点検、エレベーター点検確認）、「港区有施設の安全管理に関する要綱」（別紙9）、「港区有施設安全管理業務実施要領」（別紙10）に基づく安全管理体制の整備、日常安全点検等を実施すること。

オ 災害等に際して、従事職員及び一時的に施設に滞在することになった利用者の食料や飲料水等を購入し、適切に管理すること。指定期間満了時において消費期限を超えていない物については、次期指定管理者に引き継ぐこと。なお、購入に

かかる費用は区が指定管理料で措置する。

カ 震災・風水害及び新型インフルエンザが発生した場合を想定し、「港区業務継続計画」を踏まえ、開館時間外の災害その他あらゆる緊急事態、非常事態に際して、業務体制の整備など速やかに対応できる体制を整えること。

キ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する継続的な支援の提供及び早期の業務再開を図るため、「港区業務継続計画」を作成し、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。また、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修や訓練を実施すること。

ク AED日常作動点検を行い、保守管理を行うこと。

ケ 上記アからクまでを適切に遂行するために、事件及び事故の際の対応を定め、職員研修の実施等を行うこと。

コ 利用者に対する見守り、声掛け、相談、利用者家族への引継ぎなど様々な支援を行うこと。

サ 芝地区総合支所等との防災無線や避難所運営等の訓練に参加又は協力すること。

シ 本施設は、港区地域防災計画により、区民避難所（地域防災拠点）に指定されていることから、区が区民避難所（地域防災拠点）を開設した際には、別途締結する災害時協定に基づき対応すること。

ス プラザ神明は津波避難ビルに指定されています。このため、別途締結する津波避難ビルに関する協定に基づき対応すること。

セ 災害時は区の指示に基づき区民の安全確保のため協力すること。

ソ 管理する個人情報の保護をはじめ情報セキュリティについては、本業務に従事するすべての者が「港区情報安全対策指針」（別紙11）を遵守し、漏えいの防止等の適正な管理に努めること。

3 管理運営の基準

（1）関係法令等の遵守

指定管理者は、以下に掲げるものをはじめとした関係法令等を遵守し、施設の管理運営を行ってください。

ア 港区立子ども中高生プラザ条例及び施行規則

イ こども基本法

ウ 児童福祉法及び施行規則

エ 子ども・子育て支援法

オ 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び施行規則

カ 港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び施行規則

キ 港区学童クラブ条例及び施行規則

ク 港区学童クラブ運営要綱

- ケ 港区児童館等における障害児の受入れに関する実施要綱
- コ 港区児童館等における障害児に関する協議会設置要綱
- サ 港区学童クラブ児童見守りシステム事業実施要綱
- シ 港区学童クラブ入会選考基準適用要領
- ス 港区学童クラブ等弁当配送事業実施要綱
- セ 港区立児童館等直接一般来館事務取扱要領
- ソ 港区子育てひろば事業実施要綱
- タ 地方自治法
- チ 労働関係法（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）
- ツ 個人情報保護に関する法律
- テ 港区情報公開条例及び施行規則
- ト 港区環境基本条例
- ナ 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び施行規則
- ニ 港区防災対策基本条例
- ヌ 港区暴力団排除条例
- ネ 港区有施設の安全管理に関する要綱
- ノ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律
- ヒ 児童虐待の防止等に関する法律
- フ その他施設の管理運営業務及び各種事業実施に関わる各種法令・条例等

（２）区が定める指針等への対応

以下の主な指針等を十分認識の上、積極的に区と連携してください。

- ア 港区指定管理者制度運用指針
- イ 港区情報安全対策指針
- ウ 港区環境マネジメントシステムハンドブック
- エ 港区区有施設受動喫煙防止対策基本方針
- オ 港区行政情報多言語化ガイドライン
- カ （社）港区シルバー人材センター及び区内障害者授産施設等への優先発注
- キ 区内中小事業者への優先発注
- ク 港区の契約における暴力団等排除措置要綱
- ケ 港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱
- コ 港区職員接遇マニュアル「あったかマナーみなと」
- サ 港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱
- シ 港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱
- ス 港区子ども・若者・子育て総合支援計画
- セ その他施設の管理運営業務及び各種事業実施に係わる指針等

※別紙「区が定める指針等の一覧」（別紙１２）を参照してください。

(3) 個人情報の保護

指定管理者、指定管理業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じてください。

(4) 再委託の禁止

指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。

ただし、清掃・警備及び設備の保守点検など専門性の高い個別業務等については、区の事前承認を得た場合に限り、再委託ができます。

再委託を行う場合においては、区内中小企業やシルバー人材センターなどを積極的に活用してください。

(5) 地域との連携

ア 地元町会、自治会及びその他関係団体など、地域と良好な関係を築くため、地域の行事やイベントに参加するなど、積極的に交流を図ってください。

イ 区が主催する児童館長会等に参加し、情報共有や連携に努めてください。

(6) 区と指定管理者の役割及び管理責任の分担

ア 役割分担（◎：主体的な役割 ○：補助・助言・指導する役割）

項 目		港区	指定管理者
設置者としての責務		◎	—
子ども中高生プラザの管理運営		○ 条例・規則事項	◎
	施設の管理（設備、物品の管理）	○	◎
	施設の占用・行為許可	◎	—
	苦情対応	○	◎
	緊急時の対応（事件・事故等）	◎（※）	◎（※）
	施設の安全対策（安全点検・整備・改修等）	◎（※）	◎（※）
	広報・PR	○	◎
事業運営		○	◎

（※）設置者としての責任は港区にあり、管理責任は指定管理者にあることを示します。

イ 管理責任の分担（○：主たる分担者）

項 目				管理責任分担	
				港区	指定管理者
1	法令等の変更	(1)	指定管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
		(2)	上記以外の指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
2	税制の変更	(1)	指定管理業務に影響を及ぼす税制の変更	○	
		(2)	上記以外の一般的な税制の変更		○
3	物価変動	(1)	指定期間中の物品費、人件費等物価変動に伴う経費の増加		○
4	金利変動	(1)	指定期間中の金利変動に伴う経費の増加		○
5	書類	(1)	区が作成した書類に起因する事項	○	
		(2)	指定管理者が作成した書類に起因する事項		○
		(3)	両者記名捺印した協定書に起因する事項	相互で協議	
6	指定管理者の指定	(1)	区の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合	○	
		(2)	指定管理者候補者の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合		○
7	指定管理業務の変更及び経費の変動	(1)	区の事由による指定管理業務の変更に伴う経費の増加	○	
		(2)	上記以外の事由による指定管理業務の変更及び経費の増加		○
8	住民対応	(1)	地域との協調		○
		(2)	指定管理業務及び自主事業の内容に対する住民からの苦情、要望等		○
		(3)	上記以外の区政全般への苦情、要望等	○	
9	環境問題	(1)	施設又は用地からの有害物質等の発生	○	
		(2)	指定管理業務及び自主事業に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、光、臭気等に関するもの		○
10	不可抗力	(1)	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の区又は指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧	○	
		(2)	不可抗力によるもので、指定管理者の対応の遅れ、施設管理の不備		○

			等による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧		
11	施設の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	施設の設計・構造上の瑕疵によるもの	○	
		(3)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件200万円（税込）を超えるもの）	○	
		(4)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件200万円（税込）以下のもの）		○
12	備品（I種）の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの	○	
13	施設等の保守点検	(1)	区の事由による保守点検の増加	○	
		(2)	指定管理者の責め及び保守点検の不備による保守点検の増加		○
14	第三者への賠償	(1)	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に生じた損害		○
		(2)	上記以外の事由により第三者に生じた損害	○	
15	セキュリティ	(1)	指定管理者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
		(2)	上記以外の事由による情報漏洩、犯罪発生等	○	
16	使用料等の管理	(1)	施設利用者から徴収又は収納した使用料、区から予め交付した還付のための使用料、事業に伴う金銭の盗難・紛失		○
17	指定期間の終了	(1)	指定期間終了の場合（指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。）における区又は区が指定するものに対する業務の引継ぎに要する費用		○
		(2)	指定期間終了の場合（指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。）における原状復帰に要する費用		○

（備考）

2-(1) 消費税率の変更を想定した規定です。

2-(2) 収益関係税、外形標準課税など指定管理者自身に影響を及ぼす税制の変更を想定した規定です。

4 運営経費等に関する事項

(1) 指定管理料の支払

指定管理料は、提案のあった額を上限とし、区の予算の範囲内で支払うものとします。支払方法、支払時期については、基本協定書及び年度協定書で定めます。資金・収支計画書及び受託経費見積書は、区が定める次の6つの経費区分に従うとともに、人件費や物価の変動の影響を考慮の上、作成してください。

なお、原則、経費区分間の流用はできないものとし、やむを得ない理由で流用する際は、区と協議の上決定するものとします。

ア 職員人件費	施設に勤務する職員等（職員配置表に記載した職員等）にかかる人件費 ※ 職員配置表で配置することとした職員の人件費について積算してください。 ※ 人件費の積算に当たっては、職員の定期昇給を加味してください。また、区が定める最低賃金水準額を遵守してください。（最低賃金水準額については項番Ⅱ4（2）を参照） ※ 事業計画に基づく施設職員の確実な配置及び当該職員の人件費を保証する観点や、指定管理者の経営努力による経費節減が見込まれないことから、予算額と実績額の差額（余剰金）を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。 ※ 区が支援する処遇改善経費は除外して提案してください。
イ 光熱水費	施設の維持管理に必要な電気料金、水道料金 ※ 神明子ども中高生プラザには、ガス設備はありません。 ※ 光熱水費（電気、水道代）については、予算額と実績額の間に乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額（余剰金）を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。 ※ 電気及び水道の供給事業者への支払いは神明いきいきプラザが行いますが、経費は神明いきいきプラザ及び神明保育園と面積按分を行い、清算します。
ウ 修繕費	施設や設備等の修繕、備品等の修理に必要な経費 ※ 指定管理者が作成した修繕計画に基づき区が優先順位を設定し、1件200万円（税込）以下の建物躯体や建物設備の保全のための軽易な修繕及び整備費用（併設施設部分を含む。）については、指定管理料に含めます。 ※ 1件200万円（税込）を超える修繕又は修理は、指定管理料とは別に区が実施します。 ※ 予算額と実績額の間に乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額（余剰金）を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

エ 事業運営費	施設で実施する各種事業に必要な経費 ※ 当該経費について清算はありません。ただし、事業の中止等で実績が事業計画における見込みを下回ったことによる執行残額は区に返還します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。
オ 施設管理経費	施設の維持管理に必要な保守・検査業務、清掃業務、警備業務、廃棄物処理等にかかる経費 ※ 当該経費について清算はありません。ただし、事業の中止等で実績が事業計画における見込みを下回ったことによる執行残額は区に返還します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。
カ その他経費	本社（本部）等が労務管理などの業務を一括して行うために施設（事業所）が負担する経費、施設を本社（本部）等が支援するために必要な経費、企業の利益など、上記のア～オのいずれにも該当しない経費 ※ 「その他の経費」は、一括計上は不可です。次の内訳に基づいて記載してください。 「その他経費」における本部経費の内訳について 事務管理経費 本社（本部）等による施設支援に係る、人件費等、会議費、出張費等 運営費 本社（本部）等による施設支援に係るシステム維持管理費、賃借料、光熱水費、リース料等 租税公課 指定管理者が納付すべき消費税や事業所税等

※ 各経費の計上に当たっては、算定の考え方や根拠等を明らかにする資料を必ず添付してください。

（２）従事する職員の最低賃金水準額

指定管理者は、本施設に配置される職員（再委託及び人材派遣会社により配置する職員を含む。）の最低賃金水準額を遵守してください。最低賃金水準額は、「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱」で定める金額と同額（令和８年度 一般事務・時給額：１,５７０円、保育士・時給額：１,７４０円、看護師・時給額：２,０００円、その他職種・時給額：１,５７０円）です。

最低賃金水準額は、毎年度見直します。また、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７

号)に基づく地域別最低賃金額が最低賃金水準額を上回ったときは、地域別最低賃金額を最低賃金水準額とします。

※最低賃金水準額の根拠となる法令等は、今後、港区における公契約に関する例規等に変更になる可能性があります。変更になった場合は、別途お知らせいたします。

(3) 備品購入の取扱い

1点予定価格5万円(税込)を超える備品については、区が必要と認めた場合に限り、区が購入し、無償で貸与します。備品の管理は指定管理者の責務とします。

(4) 収入

子ども中高生プラザの利用料は、無料です。

管理運営業務に係る経費は原則として区からの指定管理料で措置します。

事業実施に要する経費のうち、参加者個人に直接かかる経費(材料費など)は区の考え方に基づいて徴収できます。

学童クラブの育成料は、区の収入とし、育成料の収入に係る事務は区が行います。

学童クラブのおやつ代及びお楽しみ会費及び直接一般来館児童のおやつ代についても区の指定管理料で措置します。

その他については、区と指定管理者が協議の上決定します。

(5) キャッシュレス決済の推進

区は、PayPay株式会社が提供する二次元コード決済である「PayPay」を全ての区有施設等の窓口で利用可能な決済サービスとするとともに、一定以上の収納件数が見込まれる場合はマルチ決済端末(クレジットカード、電子マネー、二次元コード)を配備しています。

指定管理者は、項番Ⅱ4(4)の収入を利用者から直接収納する場合、区と協議の上、キャッシュレス決済の導入に向けた必要な対応をお願いします。キャッシュレス決済に係る費用負担の考え方は下表のとおりです。

収納内容	月額利用料、決済手数料等の負担者
使用料又は利用料金を収納する場合	区 (指定管理料で措置)
基本事業や提案事業において参加者に直接かかる経費を収納する場合	
自主事業において参加者に直接かかる経費を収納する場合	指定管理者

(6) 損害賠償保険

施設運営にあたり、指定管理者が業務を行うに当たって施設に損害が生じた場合に対応する「施設賠償責任保険」と施設利用者等に損害が生じた場合の損害賠償額を担保するための「第三者賠償保険」に必ず加入します。

指定管理者が加入すべき保険の補償額の最低水準は、「特別区自治体総合賠償責任保険制度」で定める金額とします。

(7) 消費税及び事業所税

ア 消費税

消費税法第2条第1項第8号において、課税対象となる「資産の譲渡等」について、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう」と規定されていることから、指定管理料は、原則として、その全額が消費税の課税対象となります。なお、社会福祉施設等、公の施設の種類と内容によって非課税として取り扱われる場合もあります。

イ 事業所税

利用料金制を採用している公の施設で指定管理者が事業主体とみなされる場合は、事業所税の課税対象となる可能性があります。なお、各施設及び各指定管理者の具体的な判定については、管轄する都税事務所に確認をお願いします。

(8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

令和5年10月から導入された消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、利用料金等の収受に際し、登録番号、適用税率、消費税額等を記載した適格請求書（インボイス）が利用者へ交付されます。指定管理者においては、インボイスの事業者登録をはじめ、必要な対応をお願いします。

(9) 銀行口座の開設

本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、本業務に固有の銀行口座を開設し、適切な運用を図るものとします。

(10) その他

その他、本要項に定めのない事項については、区と指定管理者が協議の上決定し、協定書により定めます。

Ⅲ 選定手続

1 公募の手続・手順

(1) 申請者の資格

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する法人その他の団体で、次のアからオの全てに該当する者

ア 子ども中高生プラザの運営に熱意を持ち、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営を図ることができる者

イ 指定期間中、事業の管理運営を安定して行う物的能力、人的能力を有している者

ウ 港区議会議員、区長、副区長、教育長並びに地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっていない法人や、その他の団体。区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であって、区議会議員以外の者が役員等となっているものは可とする。

エ 応募時点において、児童館（放課後児童健全育成事業を含む。）、及びこれらに類する事業運営を行っている事業者であること。

オ 団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと。

（ア）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項及び第 167 条の 5 第 1 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により港区における一般競争入札等の参加を制限されている者

（イ）経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にある者。

（ウ）国税又は地方税を滞納している者

（エ）指定管理者の指定の取消し（法人格の変更等に伴う指定の取消しを除く。）を受けてから 2 年間が経過していない者

（オ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団、暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者の統制下にある団体、又は特殊知能暴力集団、準暴力団その他の犯罪集団に該当しない団体

(2) 複数の団体による共同申請

ア 複数の団体で共同事業体を結成の上、申請することも可能です。その場合は、申請時まで共同事業体を結成し、適切な名称を設定の上、代表団体（他の団体は構成団体とします。）を定めてください。共同事業体のすべての団体が上記（1）

申請者の資格（構成団体はエを除く。）に該当することが必要です。

- イ 共同事業体で、法人等を設立する場合は、指定管理者の指定の議決までに、法人登記事項証明書又はそれに代わる書類等を提出してください。
- ウ 当該共同事業体の代表団体及び構成団体は、本公募において別の共同事業体又は単独により申請することはできません。
- エ 代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、区が業務遂行上の支障がないと判断した場合に限り、変更できるものとします。

（３）公募の日程

公募要項発表	令和８年 ２月１６日（月）
公募説明会・現地見学会	令和８年 ２月２６日（木）
質疑受付	令和８年 ２月１６日（月）から 令和８年 ２月２７日（金）まで
質疑回答	令和８年 ３月１３日（金）
申請受付	令和８年 ２月１６日（月）から 令和８年 ５月２２日（金）まで
第一次審査（書類審査）	令和８年 ６月１８日（木）予定
第二次審査（プレゼンテーション）	令和８年 ７月２日（木）予定
指定管理者候補者選定	令和８年 ８月上旬予定
指定管理者の指定	令和８年１０月下旬予定

（４）公募説明会及び現地見学会

ア 公募説明会

- ・日時 令和８年２月２６日（木） 午前１０時～１１時
- ・場所 プラザ神明３階子育て支援室 （港区浜松町一丁目６番７号）

イ 現地見学会

- ・日時 令和８年２月２６日（木） 午前１１時～１２時
- ・場所 神明子ども中高生プラザ（港区浜松町一丁目６番７号）

※見学会については、原則利用者が使用している部分の写真撮影はできません。

ウ 参加申込

所定の申込書を令和８年２月１９日（木）午後５時までに、芝地区総合支所管理課施設運営担当あてにメールで送付してください。送信確認のため、送信後に電話にて連絡をお願いします。（会場の都合上、１団体２名まででお願いします。）

※来場・移動の際は公共交通機関をご利用ください。

エ 連絡先

港区芝地区総合支所管理課施設運営担当 担当 松井、上村
電話：０３－３５７８－３１３５
メールアドレス：minato76@city.minato.tokyo.jp

(5) 申請手続

応募を希望する事業者は、下記の書類を提出してください。共同事業体の場合、③から⑩に掲げる書類は、団体ごとに作成してください。

提出書類		様式	部数		
			正本	副本①	副本②
①	指定管理者指定申請書	【様式1】	1部	1部	8部
	※共同事業体の場合は次の様式も提出してください。				
	[A]共同事業体構成書	【様式A】	1部	1部	8部
	[B]共同事業体協定書兼委任状	【様式B】	1部	1部	—
	[C]宣誓書	【様式C】	1部	1部	—
②	[D]安定運営の取組	【様式D】	1部	1部	8部
	宣誓書 ※共同事業体の場合は提出不要（参考様式Cで可）	【様式2】	1部	—	—
	③ 法人（団体）等の概要	【様式3】	1部	1部	8部
	④ 定款、寄附行為又はこれに類するもの ※最新のもの	—	1部	1部	—
⑤	法人の登記事項証明書（全部事項証明書） ※申請日前3か月以内に発行されたもの	—	1部	1部	—
⑥	印鑑証明書 ※申請日前3か月以内に発行されたもの	—	1部	1部	—
⑦	預金残高証明書 ※最新の決算期末日現在のもの ※本社として応募される場合は、本社の主要取引口座に関する証明書のみで可	—	1部	1部	—
⑧	決算書類等 ※直近の決算期3期分に係るもの 書類例 [株式会社] 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告、付属明細書、連結財務諸表（該当する団体のみ） [社会福祉法人] 資金収支計画書、事業活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、事業報告、附属明細書、財産目録 [NPO法人] 活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、事業報告書	—	1部	1部	—

⑨	監査報告書 ※直近の決算期3期分に係るもの ※会計監査人（公認会計士又は監査法人）の監査を受けている場合には、会計監査人の監査報告書も提出	—	1部	1部	—
⑩	事業計画書及び収支予算書 ※公益法人等、法令で作成が義務付けられている団体のみ提出 ※申請日に属する事業年度のもの	—	1部	1部	—
⑪	法人税、消費税、法人事業税、地方消費税の納税証明書 ※直近の決算期2期分に係るもの ※本社として応募される場合は、本社所在地に係る地方税の証明書のみで可	—	1部	1部	—
⑫	担保提供資産について	【様式4】	1部	1部	—
⑬	債務の保証について	【様式5】	1部	1部	—
⑭	類似施設の管理運営実績について	【様式6】	1部	—	8部
⑮	情報セキュリティ確認チェックシート	【様式7】	1部	—	8部
⑯	労働環境チェックシート	【様式8】	1部	—	8部

（６）計画書類の提出

申請者は、下記の計画書類を提出してください。

No.	提出書類	様式	提出部数		
			正本	副本①	副本②
管理運営計画に関する書類					
①	計画書類等提出書	【様式 9】	1 部	1 部	8 部
②	資金・収支計画書 (令和 9 年度から令和 1 3 年度まで)	【様式 10】	1 部	1 部	8 部
③	受託経費見積書 (令和 9 年度)	【様式 11】	1 部	1 部	8 部
④	給与・報酬・賃金等に関する規程 ※最新のものです、人件費の積算内訳の根拠になるもの	様式自由	1 部	1 部	8 部
⑤	施設長予定者の勤務実績	【様式 12】	1 部	－	8 部
⑥	神明子ども中高生プラザの設置目的を踏まえた 基本的な運営方針及び目標（すべての利用者を踏 まえたもの）	【様式 13】	1 部	－	8 部
⑦	施設運営に関する基本的な考え方、管理運営体制 (職員体制・勤務体系)	【様式 14】	1 部	－	8 部

	職員配置表 ※「指定管理施設雇用区分確認表」に基づき作成	【様式 14-2】	1 部	—	8 部
	職員ローテーション表 (雇用区分別 ①月～金 ②土 ③三季休業中)	【様式 14-3】	1 部	—	8 部
⑧	職員の確保及び育成に対する考え方	【様式 15】	1 部	—	8 部
⑨	苦情対応、本部との連絡体制及びサービス評価の具体的な取組	【様式 16】	1 部	—	8 部
⑩	個人情報保護と情報セキュリティの取組	【様式 17】	1 部	—	8 部
	環境に配慮した施設運営の具体的な取組				
⑪	施設利用者の安全確保（不審者対応、盗難等に対するセキュリティ対策、衛生管理、アレルギー対応）、事故予防に対する考え方や具体的な取組	【様式 18】	1 部	—	8 部
⑫	利用者の人権への配慮（いじめや虐待の防止・早期発見などを含む）、研修の実施、法令遵守への取組、専門機関（児童相談所、子ども家庭支援センター等）との連携についての具体的な取組	【様式 19】	1 部	—	8 部
⑬	地震及び防災等の危機管理への取組、マニュアルの整備 ※マニュアル本文は別ファイルで、正本 1 部、副本② 1 部の計 2 部のみ提出してください。	【様式 20】	1 部	—	8 部
	区が区民避難所（地域防災拠点）を開設した場合の管理運営体制（職員体制・勤務体系）の考え方				
	区民避難所運営支援業務に関する基本的な考え方				
⑭	再委託を予定している業務 ※区内中小企業やシルバー人材センターなどを積極的に活用してください。	【様式 21】	1 部	—	8 部
⑮	指定管理者変更時の業務引継計画 ※引継ぎを行う場合、引継ぎを受ける場合の両方を記載してください。また、主な引継ぎ項目とその引継ぎに要する期間（目安）も記載してください。	【様式 22】	1 部	—	8 部
事業運営に関する書類					
⑯	学童クラブの運営と家庭への支援についての考え方と具体的な取組	【様式 23】	1 部	—	8 部
⑰	子育てひろばの運営と家庭への支援についての考え方と具体的な取組	【様式 24】	1 部	—	8 部

⑮	子ども中高生プラザ利用者の各年代に応じた健全育成（自主性及び協調性）についての考え方と具体的な取組	【様式 25】	1 部	—	8 部
⑯	中高生の居場所づくりに対する考え方と具体的な取組（認知度向上へ向けた情報発信の取組、中高生世代の関心を惹きつける居場所づくりの取組等）	【様式 26】	1 部	—	8 部
⑰	各年代、利用目的に応じた障害児対応をはじめ、配慮を必要とする子どもへの対応、他の利用者との交流、専門機関（児童発達支援センター等）との連携についての考え方と具体的な取組	【様式 27】	1 部	—	8 部
⑱	子どもの意見表明の機会や仕組みづくり、寄せられた意見を反映させるための考え方と具体的な取組	【様式 28】	1 部	—	8 部
地域の拠点としての活動の積極性に関する書類					
⑳	地域特色（歴史・文化、国際性）を生かした児童健全育成の考え方と具体的な取組	【様式 29】	1 部	—	8 部
㉑	児童の自主的な地域活動の推進についての考え方と具体的な取組	【様式 30】	1 部	—	8 部
	施設運営における地域ボランティアとの連携についての考え方と具体的な取組				
㉒	地域の小・中学校、高校、企業、町会、自治会等の地域との連携及び交流についての考え方と具体的な取組	【様式 31】	1 部	—	8 部
㉓	併設施設、他の児童館、子ども中高生プラザ等との連携及び交流についての考え方と具体的な取組	【様式 32】	1 部	—	8 部
効率的で質の高いサービスの提供に関する書類					
㉔	施設利用者の満足度向上に向けたサービス評価の具体的な取組	【様式 33】	1 部	—	8 部
㉕	施設利用者への情報の発信と周知方法及び手段の多様化や工夫の具体的な提案	【様式 34】	1 部	—	8 部
㉖	年間を通じた活動や行事の具体的な提案	【様式 35】	1 部	—	8 部
㉗	提案事業の具体的な提案 ※5 ページⅡ 1（2）に基づき提案してください。	【様式 36】	1 部	—	8 部
㉘	自主事業の具体的な提案	【様式 37】	1 部	—	8 部
その他					
㉙	区内中小企業の活用、シルバー人材センター活用等の高齢者の雇用促進に向けた取組	【様式 38】	1 部	—	8 部

③②	今後の障害者法定雇用率の達成見込みと障害者の雇用促進に向けた取組	【様式 39】	1 部	—	8 部
----	----------------------------------	---------	-----	---	-----

(7) 提出書類に関する留意事項

- ア 申請書類、計画書類提出後の内容変更は、提出締切日まで受け付けます。
- イ 副本①は正本をそのまま複写、副本②については、法人名など応募事業者が特定できる部分をマスキング（黒塗り）の上、提出してください。
- ウ 上記のほか、区が必要とする書類の提出を求めることや、ヒアリングを実施する場合があります。
- エ 申請書類の著作権は、作成した団体に帰属します。ただし、提出された応募書類は返却できません。区の責任において一定期間保管後、破棄します。
- オ 書類は、A4判タテ1枚（両面可）で作成（指定の様式が定められているもの、パンフレットを除く。）し、順序どおりにファイル（A4サイズ、2穴）に左綴じで作成して下さい。
- カ 文字のフォントについては次の通りです。
 - （ア）本文「BIZ UD 明朝 Medium フォント」
 - （イ）見出し「BIZ UD ゴシック」
 - （ウ）フォントサイズ「11 ポイント以上」
- キ 申請書類、計画書類はそれぞれ別のファイルに綴じてください。ファイルの背表紙、表紙に『港区立神明子ども中高生プラザ（申請書類）』又は『港区立神明子ども中高生プラザ（計画書類）』のテプラ等のシールを貼り、正本、副本①のみ法人名を明記したシールを貼ってください。
- ク 申請書類には、前記（5）の提出書類①～⑯の見出しを、計画書類には前記（6）の提出書類①～⑳の見出しをインデックスでつけ、通しでページ番号を付してください。
- ケ 正本は、ファイル（A4サイズ、2穴）に提出一覧表をファイルの目次としてセットし、前記（5）の①～⑯、前記（6）の①～㉑のインデックス見出しを貼り、提出書類を順序通りに綴じ込み、指定部数を提出してください。
- コ 副本①は、ファイル（A4サイズ、2穴）に提出一覧表をファイルの目次としてセットし、前記（5）の①～㉑（㉒を除く）、前記（6）の①～④のインデックス見出しを貼り、提出書類を順序通りに綴じ込み、指定部数を提出してください。
- サ 副本②は、ファイル（A4サイズ、2穴）に提出一覧表をファイルの目次としてセットし、前記（5）の①、③及び㉒～㉑、前記（6）の①～㉑のインデックス見出しを貼り、提出書類を順序通りに綴じ込み、指定部数を提出してください。
- シ 上記のほか、電子媒体（CD-R）に正本及び副本を入力したものを1部提出してください。
- ス 区は、指定管理者の選考結果及び提案内容等を公表する場合、その他区が必要と認めるときは、無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ただし、公開することにより応募者に明らかに不利益を与えると認められる書

類については公表しません。

セ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(8) 応募に関する留意事項

ア 選考委員会委員等との接触禁止

公募要項の公表日以降、公募説明会及び現地見学会等の区が提供する機会を除き、本件提案に関して、選考委員、区職員等への接触は禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

イ 応募の辞退について

応募書類を提出した後、辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。

ウ 費用の負担

提案や指定後の協議に対しての参加報酬、交通費及び受託のための準備等に係る経費は、応募者の負担とします。

エ 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体による応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

(9) 質疑の受付及び回答

ア 質問書の受付

所定の質問書に必要事項を記入し、下記の提出先に、メールで送信してください。送信未達を防ぐため、事後に電話にて連絡をお願いします。これ以外での方法（持参、郵送、電話、口頭等）又は、期間を過ぎたものは受け付けません。

(ア) 質疑受付期間 令和8年2月16日（月）～

令和8年2月27日（金）（必着）

午前9時から午後5時まで

(イ) 提出先 港区芝地区総合支所管理課施設運営担当 松井・上村

TEL：03-3578-3135

メールアドレス：minato76@city.minato.tokyo.jp

イ 質問回答

令和8年3月13日（金）を目途に、全ての質疑に対する回答書をメールで送信します。港区ホームページでも公表します。なお、回答の際は、質問をした団体名は公表しません。

この回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同様の効力を有します。なお、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの）によっては、回答しないことがあります。

(10) 申請書類の受付

申請を希望する法人又は団体は、次により申請してください。

区にこれらの書類を提出した事業者を申請者とします。

ア 提出期間 令和8年2月16日（月）から5月22日（金）まで
平日の午前9時から午後5時まで

※申請書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に下記に
連絡の上、指定された日時に来所願います。事前連絡がないもの
については、受け付けません。

※申請書類は郵送でも受付可能ですが、提出期限日までの必着とします。（郵便事故等であっても、期限日までに届いていない場合は受付できません。到達確認の可能な方法で送付するか、以下提出先まで電話にて到達確認を行うなど、期限日までに確実に届く方法で送付してください。）

※申請書類、計画書類提出後の内容変更は、提出期限まで受け付けます。

イ 提出先 港区芝公園一丁目5番25号 港区役所2階
港区芝地区総合支所管理課施設運営担当 松井・上村
電話：03（3578）3135

2 指定管理者候補者の選考・選定

（1）指定管理者候補者の選考

ア 指定管理者候補者は、「港区立神明子ども中高生プラザ指定管理者候補者選考委員会（以下選考委員会という）」において選考します。

イ 審査方法は、応募者から提出された書類による第一次審査と、第一次審査通過者に対するプレゼンテーション等を含めた第二次審査を予定しています。

ウ プレゼンテーション等を含めた第二次審査の出席予定者は、提案書に記載した港区立神明子ども中高生プラザの施設長を含む3名まででお願いします。

エ 審査の過程において、選考委員による事業所の視察を行うこともあります。

オ 審査の結果、ふさわしい候補者がいない場合、選考しない場合があります。

カ 指定管理者候補者として選考された事業者は、辞退することはできません。

（2）指定管理者候補者の選定

ア 選考委員会が選考した指定管理者候補者について、全庁的な視点から港区指定管理者選定委員会で審議した上で、区として指定管理者候補者を選定します。

イ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった応募者のうちから新たに候補者を選定することがあります。

ウ 指定管理者の指定は、港区議会での議決を経て行います。

(3) 基本的な選考基準

ア 安定的な経営基盤を有していること

(公認会計士による財務状況分析を実施します。)

イ 業務の実績について

(ア) 類似施設の管理運営実績

ウ 資金・収支計画について

(ア) 資金・収支計画書及び受託経費見積書

エ 管理運営計画に関する事項について

(ア) 神明子ども中高生プラザの設置目的を踏まえた基本的な運営方針及び目標
(すべての利用者を踏まえたもの)

(イ) 施設運営に関する基本的な考え方、管理運営体制（職員体制・勤務体系）

(ウ) 職員の確保及び育成に対する考え方

(エ) 苦情対応、本部との連絡体制及びサービス評価の具体的な取組

(オ) 個人情報保護及び情報セキュリティの取組、環境に配慮した施設運営の具体的な取組

(カ) 施設利用者の安全確保（不審者対応、盗難等に対するセキュリティ対策、衛生管理、アレルギー対応）、事故予防に対する考え方や具体的な取組

(キ) 利用者の人権への配慮（いじめや虐待の防止・早期発見などを含む）、研修の実施、法令遵守への取組、専門機関（児童相談所、子ども家庭支援センター等）との連携についての具体的な取組

(ク) 地震及び防災等の危機管理への取組、マニュアルの整備、区が区民避難所（地域防災拠点）を開設した場合の管理運営体制（職員体制・勤務体系）の考え方、区民避難所運営支援業務に関する基本的な考え方

(ケ) 指定管理者変更時の業務引継計画

オ 事業運営について

(ア) 学童クラブの運営と家庭への支援についての考え方と具体的な取組

(イ) 子育てひろばの運営と家庭への支援についての考え方と具体的な取組

(ウ) 子ども中高生プラザ利用者の各年代に応じた健全育成（自主性及び協調性についての考え方と具体的な取組

(エ) 中高生の居場所づくりに対する考え方と具体的な取組（認知度向上へ向けた情報発信の取組、中高生世代の関心を惹きつける居場所づくりの取組等）

(オ) 各年代、利用目的に応じた障害児対応をはじめ、配慮を必要とする子どもへの対応、他の利用者との交流、専門機関（児童発達支援センター等）との連携についての考え方と具体的な取組

(カ) 子どもの意見表明の機会や仕組みづくり、寄せられた意見を反映させるための考え方と具体的な取組

カ 地域の拠点としての活動の積極性について

(ア) 地域特色（歴史、文化、国際性）を生かした児童健全育成の考え方と具体的な取組

- (イ) 児童の自主的な地域活動の推進についての考え方と具体的な取組、施設運営における地域ボランティアとの連携についての考え方と具体的な取組
- (ウ) 地域の小・中学校、高校、企業、町会、自治会等の地域との連携及び交流についての考え方と具体的な取組
- (エ) 併設施設、他の児童館、子ども中高生プラザ等との連携及び交流についての考え方と具体的な取組
- キ 効率的で質の高いサービスの提供について
 - (ア) 施設利用者の満足度向上に向けたサービス評価の具体的な取組
 - (イ) 施設利用者への情報の発信と周知方法及び手段の多様化や工夫の提案
 - (ウ) 年間を通じた活動や行事の具体的な提案
 - (エ) 提案事業の具体的な提案
 - (オ) 自主事業の具体的な提案
- ク 区内中小事業者の活用、シルバー人材センター活用等の高齢者の雇用促進に向けた取組
- ケ 今後の障害者法定雇用率の達成見込みと障害者の雇用促進に向けた具体的な取組

(4) 現評価結果の公募選考への反映

公募選考に現行の指定管理者が参加した場合、これまでの管理運営実績（指定管理施設評価票による評価結果）を加減点評価として選考評価に反映します。

評価の対象となる管理運営実績は、現行の指定期間の初年度から第二次審査日の属する年度の前年度までで、当該期間の全ての指定管理施設評価票の平均得点率から算出された総合評価平均を基に加減点を行います。

加減点数は、現行の指定管理者の一次審査点に、総合評価平均に対応する加減点割合（下表のとおり）を乗じて得た点数（小数点以下切り捨て）とします。

平均得点率	総合評価平均	加減点割合
90%以上	S	一次審査点の5%相当分加点
80%以上90%未満	A	一次審査点の3%相当分加点
60%以上80%未満	B	加減点なし
60%未満	C	一次審査点の3%相当分減点

なお、加減点は、一次審査及び二次審査が完了し、それぞれの審査点を合計したのち、最終的な審査合計点を算出する前に行います。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、第一次審査、第二次審査ともに応募者全員に文書で通知します。

(6) 第二次審査用資料の提出

第一次審査通過者は、第二次審査におけるプレゼンテーション用資料の提出を求める場合があります。詳細は、第一次審査通過者に連絡します。

IV 決定後の手続

1 基本協定書及び年度協定書

(1) 協定の締結

区議会の議決を経た後、指定管理者として指定し、区は指定管理者と協定を締結します。

締結する協定書は、指定期間を通した包括的な施設の管理及び運営に関する基本的事項を規定する基本協定書と、年度ごとの管理・運営業務や指定管理料に関する事項を規定する年度協定書の2種類です。

(2) 基本協定書の主な事項

- ア 指定期間
- イ 業務の範囲
- ウ 施設の運営
- エ 施設の維持管理
- オ 区が支払うべき経費
- カ 保険の加入
- キ 自主事業（※自主事業がある場合）
- ク 区と指定管理者の役割分担
- ケ 業務の再委託
- コ 事業計画書、事業報告書等の提出
- サ 業務の引継ぎ
- シ 利用者アンケート実施
- ス モニタリング
- セ 第三者評価
- ソ 緊急時の対応
- タ 環境への配慮
- チ 管理運営業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び関係書類の整理及び保管
- ツ 情報セキュリティ
- テ 指定の取消し及び管理業務の停止
- ト 損害賠償
- ナ 権利義務の譲渡の禁止

- ニ 目的外使用の禁止
- ヌ 施設、設備等の原状回復
- ネ 区と指定管理者の管理責任の分担
- ノ その他区長が必要と認める事項

(3) 年度協定書の主な事項

- ア 目的
- イ 協定の期間
- ウ 指定管理料の額
- エ 指定管理料の支払
- オ 指定管理料の清算
- カ 協議

2 災害時協定

(1) 協定の締結

港区内で地震等の災害が発生した際の応急対応を迅速かつ的確に行うため、区と指定管理者は災害時協定を締結し、災害時等における役割分担を明確にします。

(2) 災害時協定書の主な事項

- ア 災害の範囲
- イ 指定管理者としての位置付け
- ウ 区民避難所（地域防災拠点）運営支援業務
- エ 要請期間及び方法
- オ 業務履行の義務及び免除
- カ 費用負担
- キ 損害補償
- ク 災害時の情報共有
- ケ 守秘義務
- コ 平時からの備え
- サ 協議
- シ 効力

3 事業計画書及び収支予算書等の作成

(1) 事業計画書及び収支予算書の作成

年間の事業計画書、収入及び支出の概算予定書の提出等

(2) 事業報告書及び収支決算書の作成

区が指示する事業報告書の提出（毎月の施設利用実績、施設の維持管理業務の実績等）、収支決算書の提出等

4 業務の引継ぎ等

指定管理者は、指定期間開始前の期間内6か月を上限として準備業務を行うものとします。特に利用者にとって円滑に新たな指定管理者への移行を実現するため、区や関係機関と指定管理者による移行準備を実施してください。

指定管理者が変更となる場合には、新たな指定管理者は、事業者が交替することにより、利用者に不安や影響を与えないよう、入念な引継ぎに努めてください。

引継ぎ等に係る経費は、区が経費を負担する項目（利用者の個人情報に関する引継ぎなど、指定期間開始前の一定の期間、当該施設で直接引継ぎを行う必要があるもの）を除き、新たな指定管理者が負担します。

なお、区が経費を負担する項目に係る引継ぎについては、令和8年10月から実施し、本業務については別途委託契約を締結します。

指定期間終了時又は指定の取消しによって管理運営業務が終了する際は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう引継業務を実施してください。

※労働環境確保策の一環としての雇用継続の要請について

新たに指定管理者となる事業者は、当該指定管理の協定締結前から当該業務に従事していた職員のうち希望する労働者について、新たに指定管理の協定を締結する事業者による継続雇用をお願いします。

5 情報の公表

（１）応募書類等

公募時に提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。申請書類、計画書類等の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、区は公表等する場合には、申請書類、計画書類等の内容を無償で使用できるものとします。

なお、申請書類、計画書類等は、港区情報公開条例の規定に基づき、公開請求の対象になります。

（２）選考・選定過程の情報

指定管理者候補者の選考及び選定過程に関する情報（応募書類、選考委員会報告書、公募時質問項目、選考委員会会議録・選定委員会会議録等）は、原則公表します。なお、事業者名については、決定事業者のみ公表の対象とします。

（３）指定管理業務に関する情報

基本協定書、年度協定書、事業計画書等の事業運営に係る書類、第三者評価及び労働環境モニタリングの結果等、指定管理業務に関する情報は原則公表します。

6 モニタリング等の実施

(1) モニタリングの実施

指定管理者は、毎月の業務実績等の報告書を定められた期日までに提出し、区へ報告します。区は報告に基づき施設の運営状況等を確認します。また、指定管理者に対する月次モニタリングとして、チェックシート等を活用し、施設の運営状況等の把握に努めます。

また、指定管理者は、施設利用上の問題等の解決策を検討し、業務を円滑に実施するため、必要に応じて、情報交換や業務の調整を図る場を設けます。

このほか、指定管理者は、利用者懇談会などを開催し（おおむね3か月に1回程度）、意見箱の設置等による利用者等の意見・要望の聴取等、利用者ニーズの把握を行います。

区が行うモニタリングは、月次モニタリング及び年度終了時モニタリング等があり、毎年度の管理運営実績については、指定管理施設評価票として取りまとめ、ホームページで公表します。

(2) 第三者評価の実施

区は、指定管理者に対し、指定期間の中間年に1回、第三者評価機関又はこれに類するものによる評価の受審を義務付け、その結果を業務運営の改善指導に活用します。第三者評価機関との契約は区が行います。なお、福祉施設については、東京都の制度があり、対象施設については、定められた受審頻度を遵守してください。

(3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出

区は、公の施設として利用者の安全・安心の確保をはじめ、区民・利用者サービス維持・向上の観点から、指定期間の2年目に社会保険労務士による労働環境モニタリングを実施します。社会保険労務士との契約は区が行います。

また、施設で勤務する職員（業務の一部を第三者へ再委託をする場合に施設で勤務する職員についても含む。）に支給される賃金について、最低賃金水準額を満たしているか確認をするため、職種ごとに最も低額の賃金の支給を受けている職員に関する賃金給付状況シートの提出が必要となります。

(4) 監査の実施

ア 地方自治法第199条第7項の規定により、区長又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理業務に係る出納関連の事務について、監査を行うことがあります。

イ 港区では、公正性、透明性をより一層確保するため、平成13年度から外部監

査人（公認会計士や弁護士等）による包括外部監査を実施しています。公の施設の管理に関する業務に関し、包括外部監査の対象となる場合があります。

7 指定の取消し等

（１）改善勧告・改善報告

区は、モニタリング等を通じて、必要に応じて業務改善等を指導しますが、指定管理者が当該指導に従わない場合や業務の改善が図られない場合は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、直ちに改善措置を講じるよう勧告することができます。勧告がなされた場合、指定管理者は直ちに改善措置を講じ、結果を区に報告する必要があります。

（２）指定の取消しと業務の停止

区は、指定の取消しと業務の停止については、港区立子ども中高生プラザ条例第17条に定めており、次のいずれかに該当する場合は、指定の取消し又は業務の停止を命じることがあります。その結果、区に損害・損失又は新たに区が負担することとなる費用が生じたときは、指定管理者がその賠償の責めを負う場合があります。その場合において、当該指定の取消し等が命じられた場合において、指定管理者に損害が生じて、区はその賠償の責めを負いません。

ア 指定管理者がⅢの1の（１）に該当しなくなったとき。

イ 本業務の遂行に際し、不正行為があったとき。

ウ 区に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

エ 指定管理者が区との協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

オ 区が行う施設への調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

カ 調査の結果に基づく区の改善指示に、正当な理由なく従わないとき。

キ 応募書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

ク 違法行為や非行行為に関与するなど、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上不相当と判断されるとき。

ケ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難になったとき。

コ 指定管理者から協定解除の申出があり、その理由を合理的なものと認めたとき。

サ 不可抗力の事由により、業務の継続が困難になったとき。

（３）事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業の継続が困難となり、指定が取り消される場合でも、次の指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、適切な引継ぎを行わなければならない。

イ 不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、管理継続の可否について協議することとします。

問合せ先

〒105-8511

港区芝公園一丁目5番25号

港区芝地区総合支所管理課施設運営担当 担当 松井・上村

電話：03-3578-3135

メールアドレス：minato76@city.minato.tokyo.jp

港区立神明子ども中高生プラザにおける指定管理者及び応募事業者数について

No.	指定期間	指定管理者名	応募事業者数
1	平成24年9月1日～平成29年3月31日	株式会社日本保育サービス	4
2	平成29年4月1日～令和4年3月31日	株式会社日本保育サービス	2
3	令和4年4月1日～令和9年3月31日	株式会社日本保育サービス	1